

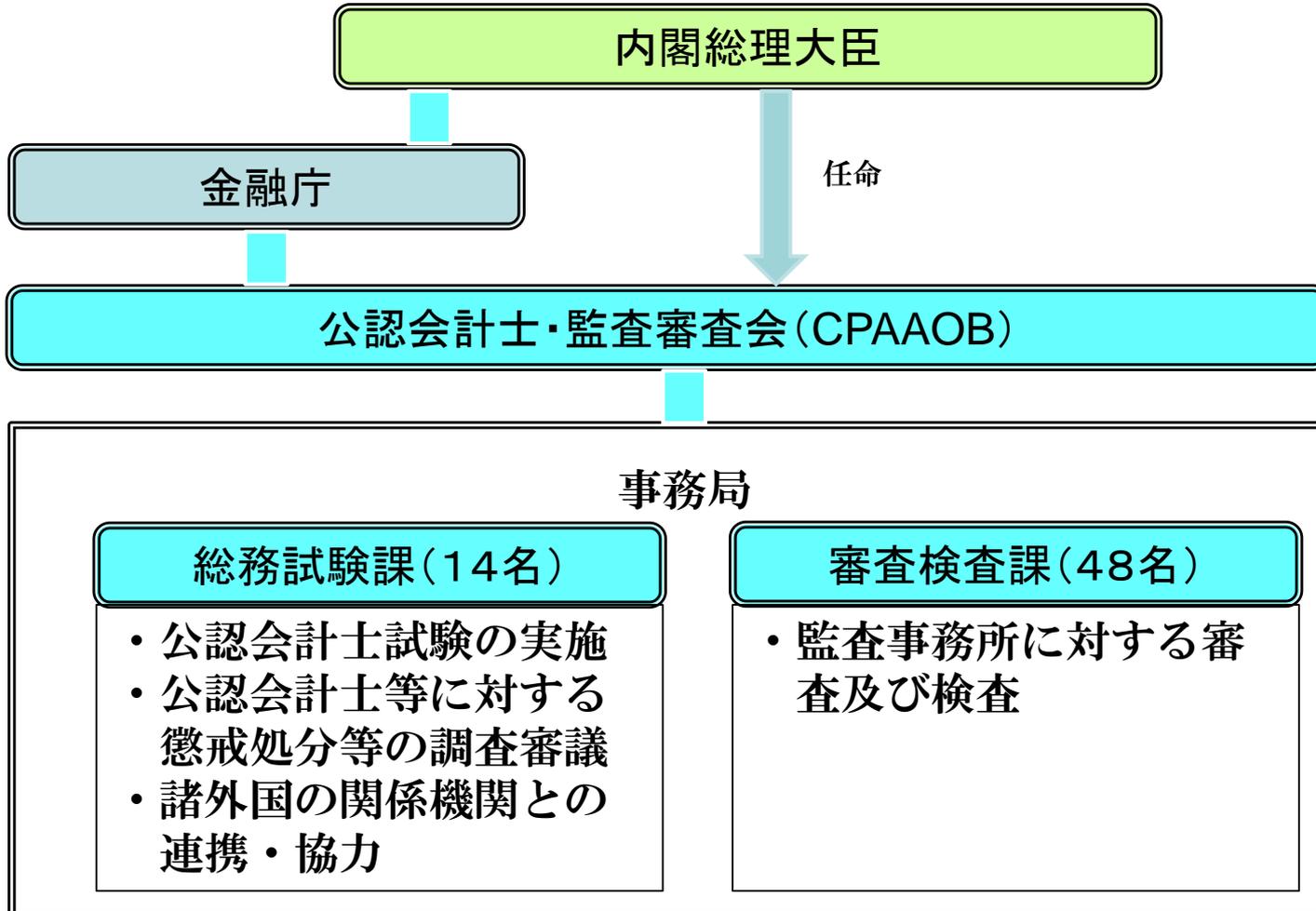
---

# 拡大する 公認会計士の役割

北海道大学  
令和6年11月14日

公認会計士・監査審査会  
会長 松井 隆幸

# 公認会計士・監査審査会とは



上記人員数は、令和5年度定員ベース

(審査会『公認会計士・監査審査会』(パンフレット) 令和4年度版、2頁。一部修正。)

# 構成

## はじめに～公認会計士の使命と業務

- I. 公認会計士の基本的役割～財務諸表の監査
- II. 監査法人
- III. 拡大する活躍領域

おわりに



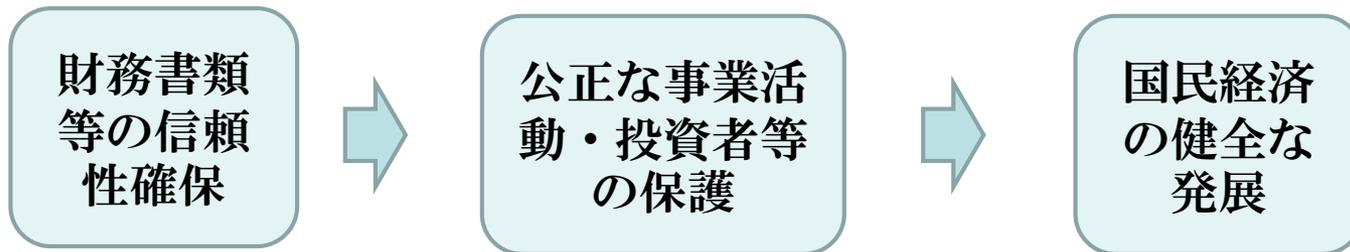
金融庁『基礎から学べる金融ガイド』令和5年、  
金融庁、11頁。

# はじめに

## ～公認会計士の使命と業務

- 公認会計士の使命（公認会計士法第1条）

「公認会計士は、**監査及び会計の専門家**として、独立した立場において、**財務書類**その他の財務に関する情報の**信頼性を確保**することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを使命とする。」



# はじめに

## ～公認会計士の使命と業務

- 使命を達成するため、公認会計士は「他人の求めに応じ報酬を得て、**財務書類の監査**又は証明をする」（公認会計士法第2条1項）ことを業務としています。
- 加えて、公認会計士の名称を用いて「他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の調製をし、財務に関する調査若しくは立案をし、又は財務に関する相談に応ずる」（公認会計士法第2条2項）業務をすることもできます。

# はじめに

## ～公認会計士の使命と業務

- 公認会計士は、**会計及び監査の専門家**です。
- 会計及び監査の専門家であることを、公的な資格により認められています。
- 監査により、**財務書類等の情報の信頼性を確保**することを職務としています。
- それを通し、**経済社会の健全な発展に寄与**します。
- 会計及び監査の専門家として、財務書類等の情報の信頼性確保以外にも、**多様な分野で活躍**しています。

# I 公認会計士の基本的役割

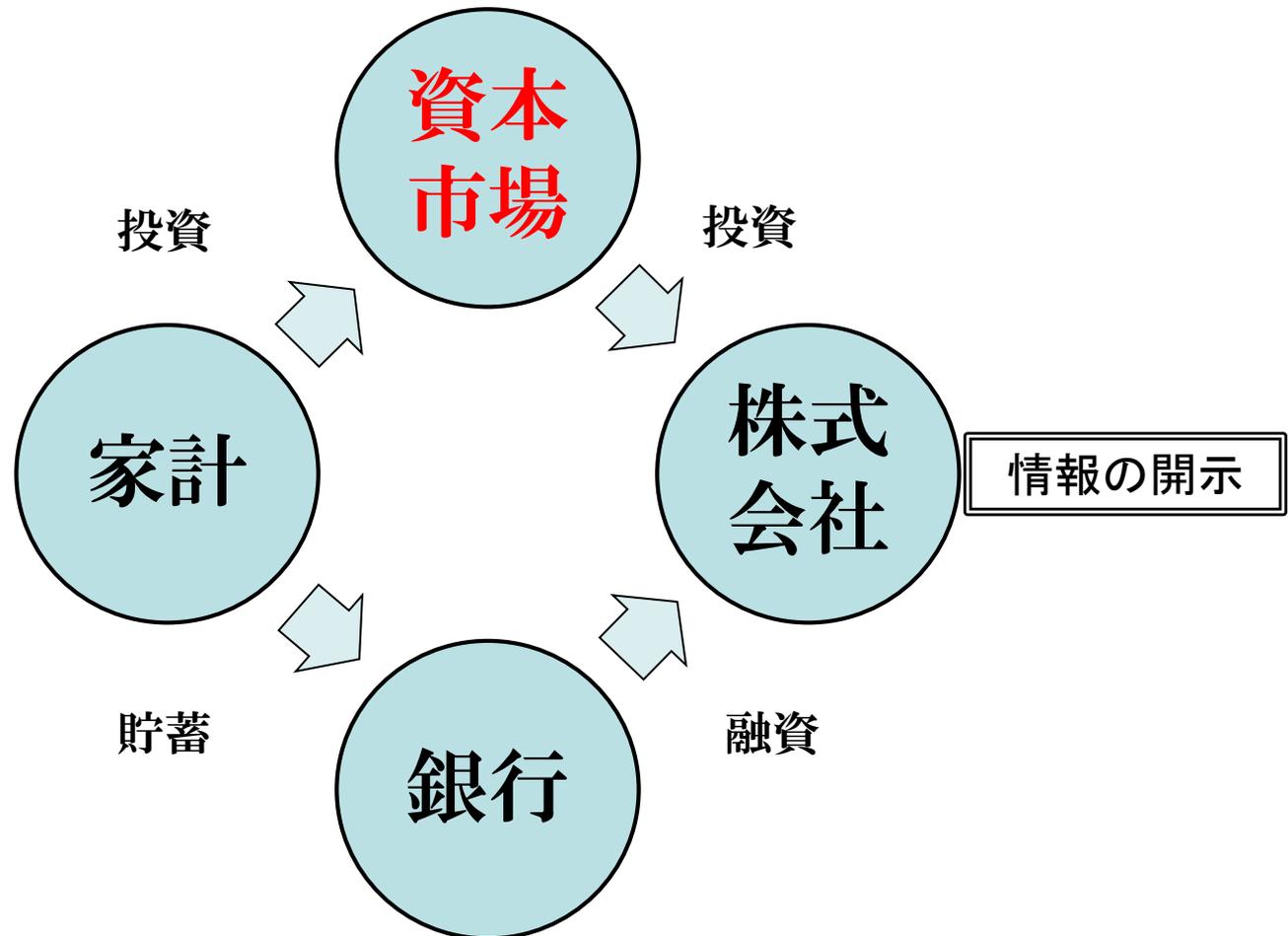
## ～財務諸表の監査

1. ディスクロージャーにおける監査の意義
2. 監査人の要件
3. 公認会計士試験制度



金融庁『基礎から学べる金融ガイド』令和5年、  
金融庁、11頁。

# I -1 ディスクロージャー制度 における監査の意義



# I -1 ディスクロージャー制度 における監査の意義

- 株式会社は、設備投資等に必要な資金を調達するため、株式や社債を発行し、投資者や債権者に売却します。
- 投資者や債権者は、購入後、株式や債券を自由に売買できなければ、購入することは困難になります。
- 株式会社が株式等を発行・売却して資金調達し、また投資者等が株式等を売買する《場》が**資本市場**です。
- 資本市場に参加する投資者等は、投資意思決定をするため、会社に関する情報を必要とします。

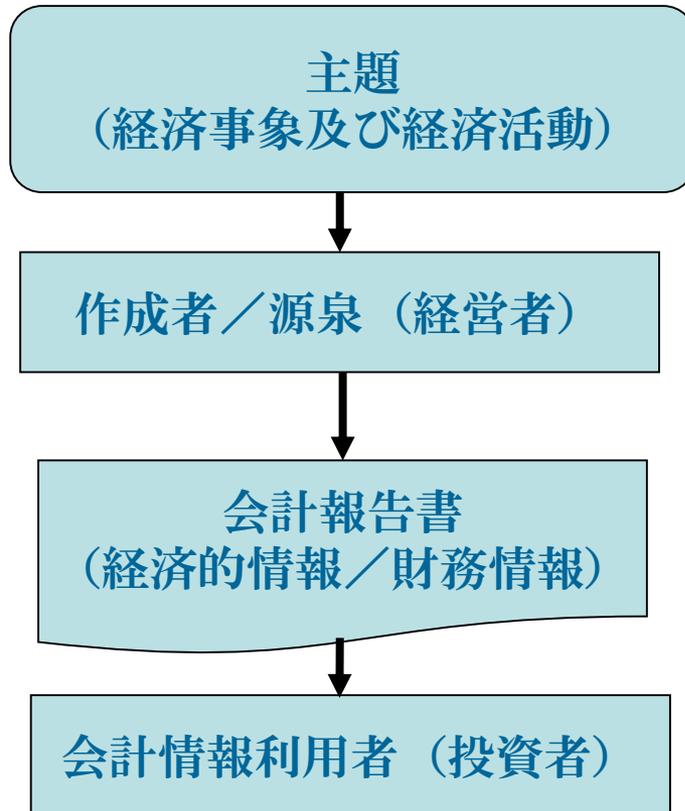
# I -1 ディスクロージャー制度 における監査の意義

- 投資者は、自分が提供した資金をできるだけ効率的に活用して利益を生み出す株式会社に投資したいと思うでしょう。
- 株式会社がどの程度効率的に資金を活用したかは、例えば、財務情報に基づいて自己資本利益率（ROE）を計算し、推測することができます。
- 自己資本利益率 = 当期純利益 / 自己資本  
= (当期純利益 / 売上高) ×  
(売上高 / 総資産) ×  
(総資産 / 自己資本)

# I -1 ディスクロージャー制度 における監査の意義

- 効率的に資金を活用する株式会社に資金が集まるようになれば、社会的にも適切な資源配分がなされるといえます。
- 資本市場が有効に機能し、適切な資源配分がなされるためには、投資者に有用な財務情報等が提供されるようにする必要があります。
- そこで、株式等の有価証券を取引する資本市場を司る法律である「金融商品取引法」は、企業内容等開示制度を定め、有価証券届出書や有価証券報告書等において、財務諸表の開示を求めています。
- 有価証券報告書等の開示書類は、EDINET (Electronic Disclosure for Investor's Network) で入手できます。

# I -1 ディスクロージャー制度 における監査の意義



投資者（株主等）  
は、次の2つの判断を  
する必要があります。

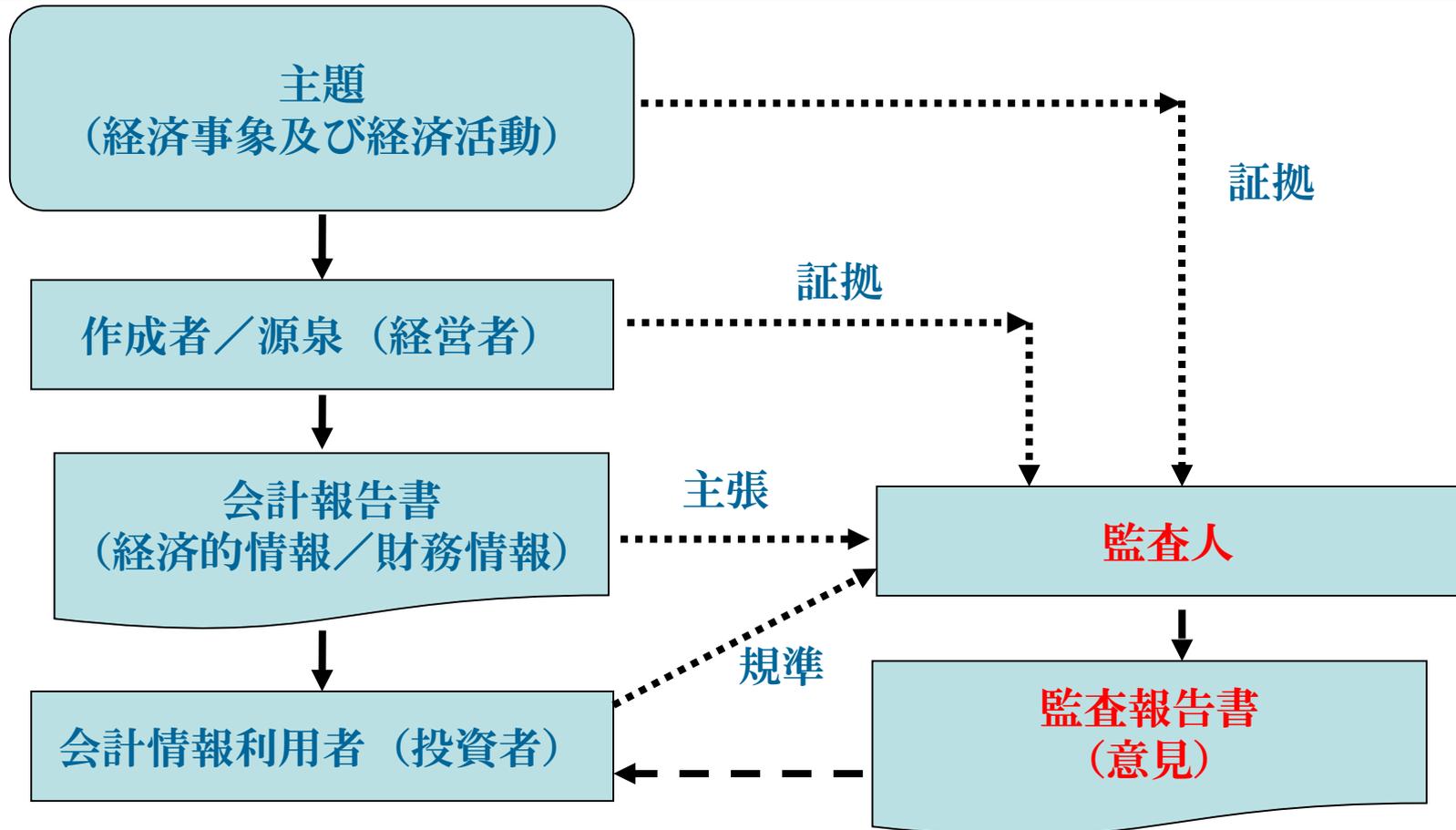
- ① 情報内容の解釈
- ② 情報の質（信頼性）の評価

鳥羽至英（訳）『基礎的監査概念』国元書房、昭和57年、18頁。用語を一部追加。

# I-1 ディスクロージャー制度 における監査の意義

- 財務諸表等の財務情報は、経済活動を行う株式会社の経営者が作成します。
- 情報の利用者である投資者は、当該株式会社について、経営者のような詳細な情報は持っていません。また、会計などについての知識も、十分に持っていないことが多いといえます。
- こうした中で、経営者には、不都合な情報は隠したい、あるいは状況を実際よりも良く見せたいという誘惑が生じることもあります。
- 投資者は、情報の質（信頼性）を判断することができるとはでしょうか？

# I -1 ディスクロージャー制度 における監査の意義



鳥羽至英 (訳) 『基礎的監査概念』 国元書房、昭和57年、22頁。用語を一部追加。

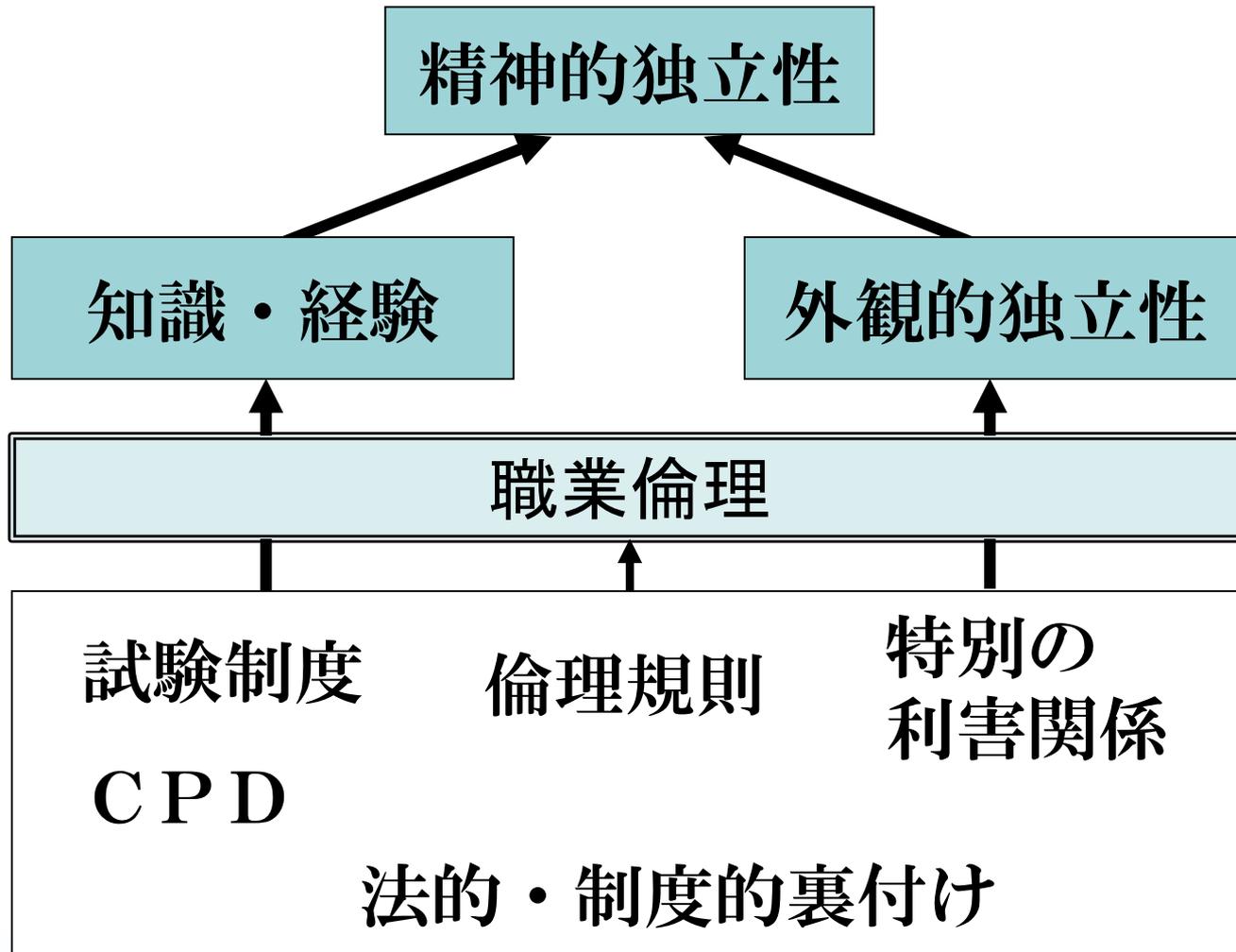
# I -1 ディスクロージャー制度 における監査の意義

- 情報が信頼できなければ、株式を購入する、すなわち投資をしようという人は、少なくなるでしょう。
- 一方、投資者自身で情報の信頼性を確かめることは困難です。
- 投資を促進して会社の資金調達を容易にしなければ、経済は発展しません。そのため、情報の信頼性を確保することは必要不可欠です。
- この問題を解決するには、経営者と投資者の間に立つ人（監査人）が情報の信頼性を確かめ、投資者に結果を伝えるようにすればよいのです。

# I-1 ディスクロージャー制度 における監査の意義

- これにより、投資者は財務情報に信頼を置いて投資をすることができます。そうすれば有望な会社に資金が集まりますから、会社は積極的な投資をすることができます。
- そこで、金融商品取引法では、有価証券報告書等で開示される財務諸表について、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けるように求めているのです。（第193条の2第1項）
- 公認会計士は、資本市場の活性化、ひいては国民経済の発展に不可欠な役割を担っているのです。

# I -2 監査人の要件



# I -2 監査人の要件

- 財務諸表監査業務を実施するには、財務諸表の信頼性について、公正不偏の立場から、適切な判断を下すことができなければなりません。（精神的独立性）
- 公正不偏の立場を堅持するため、監査の実施者である公認会計士は、職業的専門家として自覚を持って自らを律し、公正かつ誠実に社会的期待に応える行動をとることが求められます。（職業倫理）
- 日本公認会計士協会は、倫理規則を定め、公認会計士にこのような行動をとるよう義務付けています。

## I -2 監査人の要件

- 適切な判断を下すことができるために、公認会計士は、会計や監査及び関連する諸領域に関する相当の**専門的知識**と**実務経験**を備えている必要があります。
- そこで、金融商品取引法等では、**公認会計士試験**に合格し、**実務経験・実務補習**を経て修了考査に合格した**公認会計士のみ**に監査業務を認めているのです。

## I -2 監査人の要件

- 加えて、会計や監査を取り巻く環境は、資本市場のグローバル化、株式会社等の大規模化や多角化、技術の進歩等により大きく変化しています。
- 公認会計士は、これらの**変化に対応**して、専門的知識をアップデートして能力を維持・研鑽し、実務経験を積む必要があります。
- そのため、公認会計士は、継続的に専門研修を受講するように義務付けられています。（**継続的専門能力開発制度**：Continuing Professional Development）。

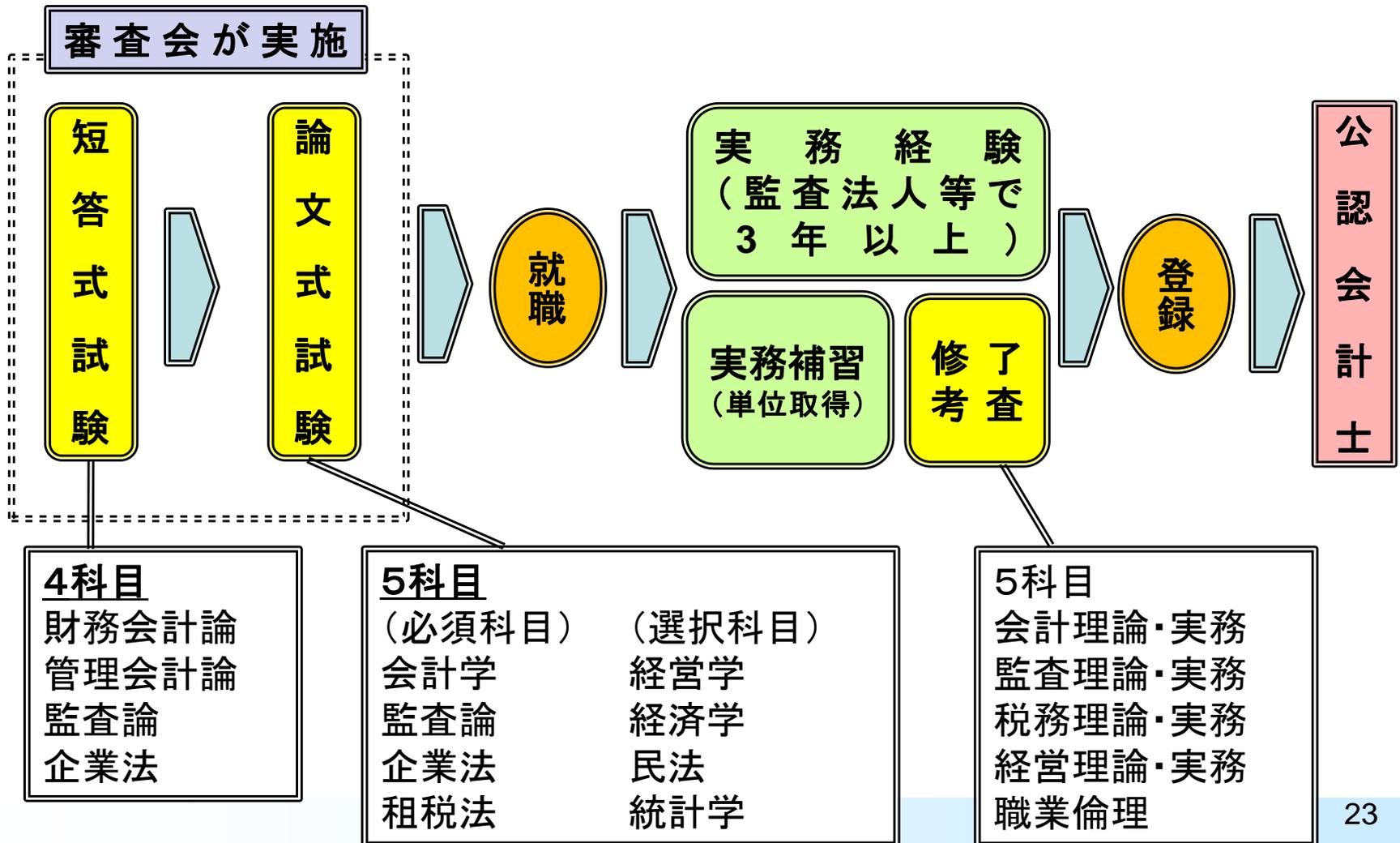
# I -2 監査人の要件

- 財務諸表監査は、経営者が公表する財務諸表の信頼性を確かめるために行われるのですが、監査報酬は経営者側から支払われる関係にあります。
- 公認会計士は、この関係の中で監査を実施しますから、**公共の利益**の観点から、常に公正不偏な判断を下すことができるように、精神的に独立であることに影響を及ぼすような利害関係を持たず、また持っているかのような疑いを招かないことが重要です。 (**外観的独立性**)
  - － 金融商品取引法では、監査対象である会社と「**特別の利害関係**のない公認会計士又は監査法人」が監査をするように求めています。
  - － 上場会社等の監査について、監査人が継続的に同一の被監査会社の監査に関与する期間に上限を設ける制度（ローテーション制度）も導入されています。

# I-3 公認会計士試験制度

- 公認会計士法第5条は、公認会計士試験の目的と方法について、次のように規定しています。
  - － 「公認会計士試験は、公認会計士になろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的とし、短答式及び論文式による筆記の方法により行う。」
- 公認会計士・監査審査会は、公認会計士試験の実施を担う機関です。

# I-3 公認会計士試験制度



# I-3 公認会計士試験制度

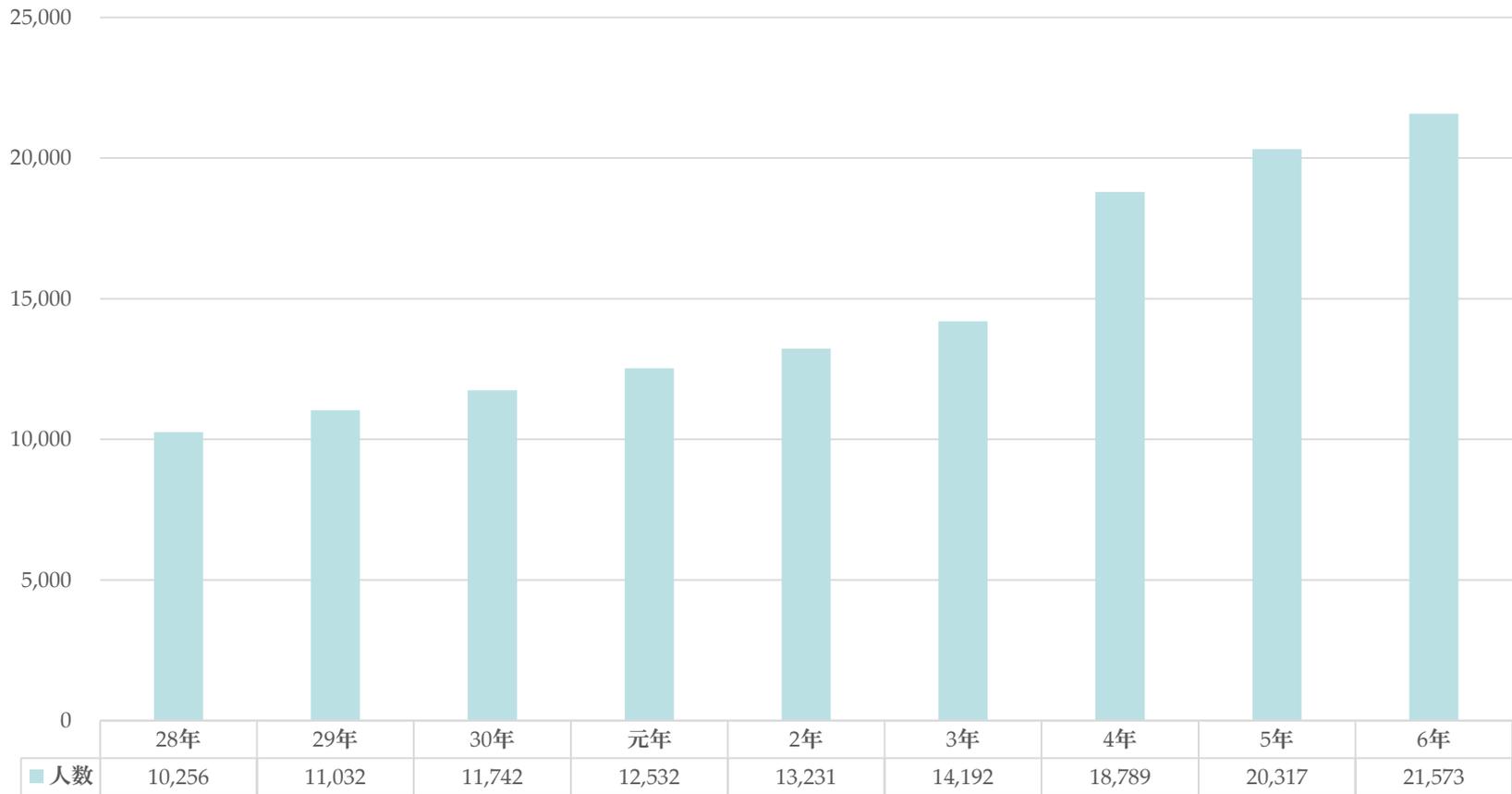
- 短答式試験と論文式試験は独立の試験ではなく、役割を分担しつつ、受験者の学識と応用能力を判定します。
- 短答式試験は、受験者が論文式試験を受験するために必要な**専門的知識**を備えているかを判定するための試験です。
- したがって、審査会が公表している「出題範囲の要旨」に沿って、偏りなく基礎力を確かめる問題や基本的な事項の理解を問う問題が出題されます。
  - － 会計専門職大学院を修了した者は、短答式試験のうち、「財務会計論」「管理会計論」「監査論」が免除されます。

# I-3 公認会計士試験制度

- 論文式試験は、受験者が必要な専門的知識を有しているという前提で、受験者の思考力、判断力、**応用能力**、論述力等を評価することに重点をおきます。
- そのため、短答式試験のある科目の「出題範囲の要旨」では、論文式試験の出題範囲を短答式試験よりも絞り込んでいます。
- 会計学、監査論、企業法、租税法及び民法については、法令集を受験時に配布し、試験を実施しています。

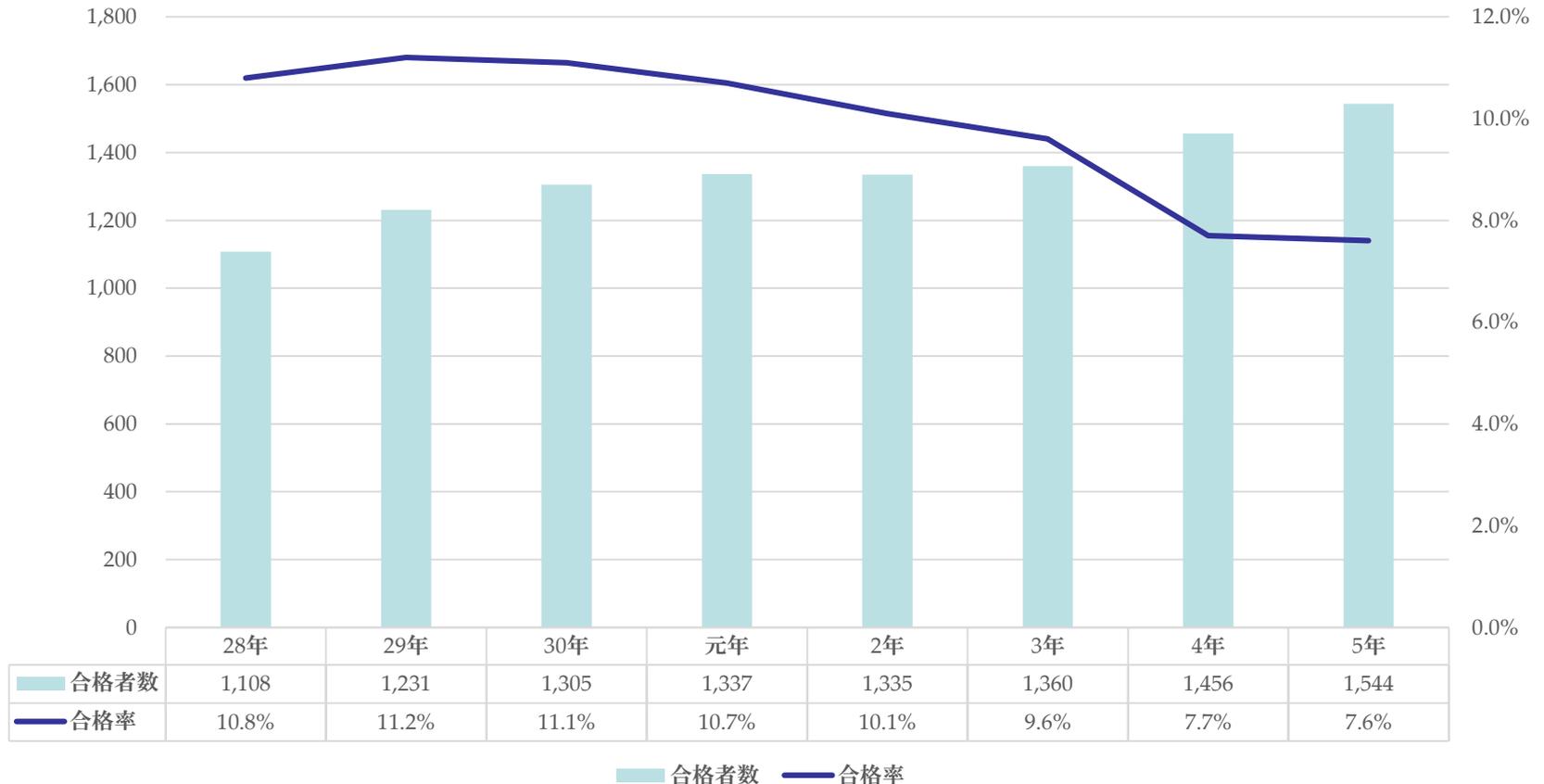
# I -3 公認会計士試験制度

願書提出者数



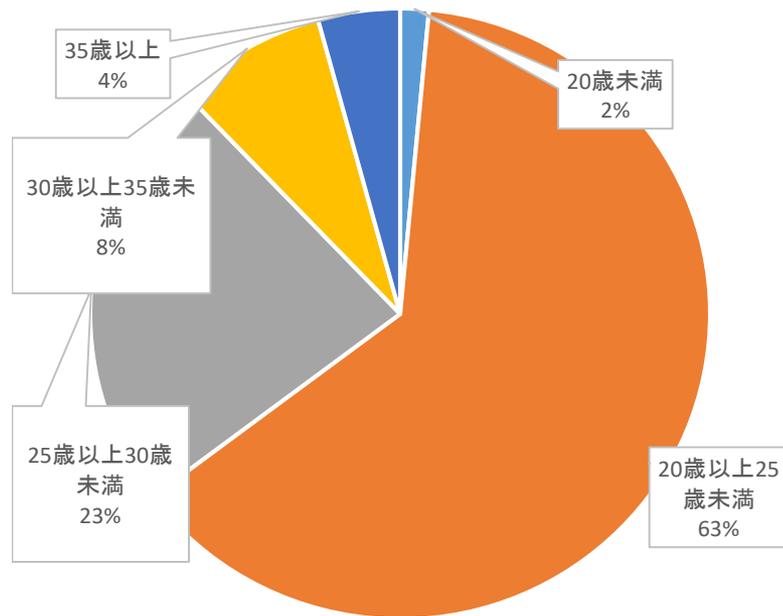
# I -3 公認会計士試験制度

合格者数・合格率

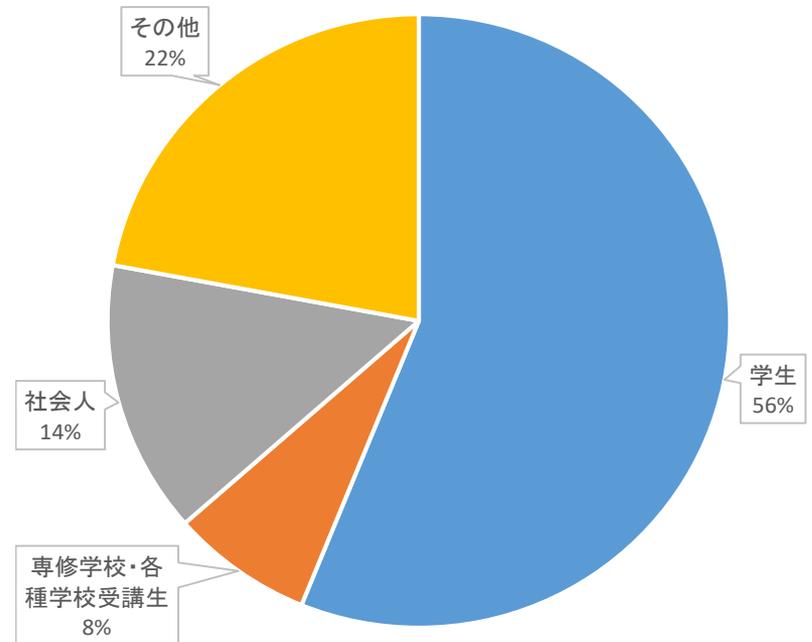


# I -3 公認会計士試験制度

年齢別合格者(令和5年)



職業別合格者(令和5年)



# I-3 公認会計士試験制度

---

- 最近の状況を見ると、願書提出者数は、緩やかな右肩上がりです。
- 20歳代前半、大学時代に合格する方が多くなっています。
- 合格者の多くは、監査法人に就職します。
- 最近の試験合格者の就職状況は、良い状況にあります。20歳代の合格者は、多くの場合、希望すれば大手監査法人に採用されたと聞いています。

# I -3 公認会計士試験制度

- 監査法人で実務経験を積みながら、実務補習を受け、修了考査の合格を目指すこととなります。
- 業務補助等
  - － 業務補助（監査業務に関して、公認会計士又は監査法人を補助）と実務従事（財務に関する監査、分析その他の実務で政令で定めるものに従事）があります。
  - － 業務補助等の期間は、3年以上とされています（公認会計士法第3条、第15条）。
- 実務補習
  - － 公認会計士として必要な技能を修習させることを目的として実施されます（公認会計士法第3条、第16条）。
  - － 現在、（一財）会計教育研修機構が運営しています。修業年限は、原則として3年です。
- 修了考査
  - － 実務補習の内容全体について適切な理解がなされているかどうかを確認するために実施されます。

## Ⅱ. 監査法人

---

1. 監査法人とは
2. 監査業務の現状
3. 監査品質の確保
4. 監査以外の業務

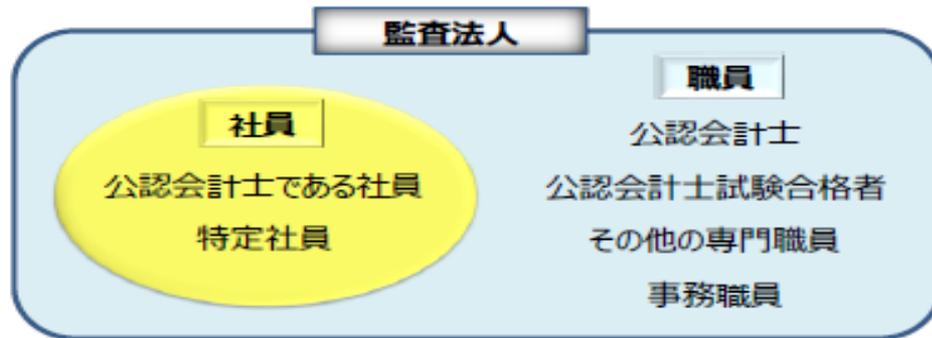


## Ⅱ-1 監査法人とは

- 監査法人とは、財務書類に関する**監査業務を組織的に**行うことを目的として、公認会計士が共同して、公認会計士法に基づいて設立した法人です。
  - － 監査法人は、出資社員（5名以上の公認会計士を含まなければならない）が共同して定款を定め、事務所所在地に設立登記し、内閣総理大臣への届出を行うことにより、設立されます。
- 監査法人制度は、昭和41年、監査対象である株式会社等の大規模化・多角化にともない、監査人側も組織化するために導入されました。
- 監査法人は、令和6年3月末時点で、287法人あります。

# Ⅱ-1 監査法人とは

図表Ⅰ-2-2 <監査法人の人員構成イメージ>



(資料) 池田唯一・三井秀範監修 新しい公認会計士・監査法人監査制度—公正な金融・資本市場の確保に向けて—  
(第一法規、平成 21 年) 55 ページの図を参考に、審査会作成

令和 5 年度	大手監査法人	準大手監査法人	中小監査法人
社員数	約 190 人～約 580 人	約 40 人～約 90 人 (注 2)	～約 40 人 (注 3)
常勤職員数	約 2,800 人～約 7,300 人	約 200 人～約 900 人 (注 2)	～約 100 人 (注 3)

(注 1) 監査法人の規模別の特徴については、図表Ⅲ-1-3<監査法人の規模別の特徴> (65 ページ) を参照のこと。

(注 2) 社員数及び常勤職員数について、PwC Japan 有限責任監査法人<sup>3</sup>の発足前の業務報告書により集計しており、PwC あらた有限責任監査法人と PwC 京都監査法人の合併による影響は加味していない。

(注 3) 中小監査法人の決算月は広範にわたっており、令和 5 年度分は未集計となっている。このため、中小監査法人は令和 4 年度までを対象としている。また、社員数及び常勤職員数が大きく乖離している 1 法人を除く。

審査会『令和6年版 モニタリングレポート』令和6年、17頁。

# Ⅱ-1 監査法人とは

図表Ⅲ-1-18 <大手監査法人及び準大手監査法人が所属しているグローバルネットワークの一覧>

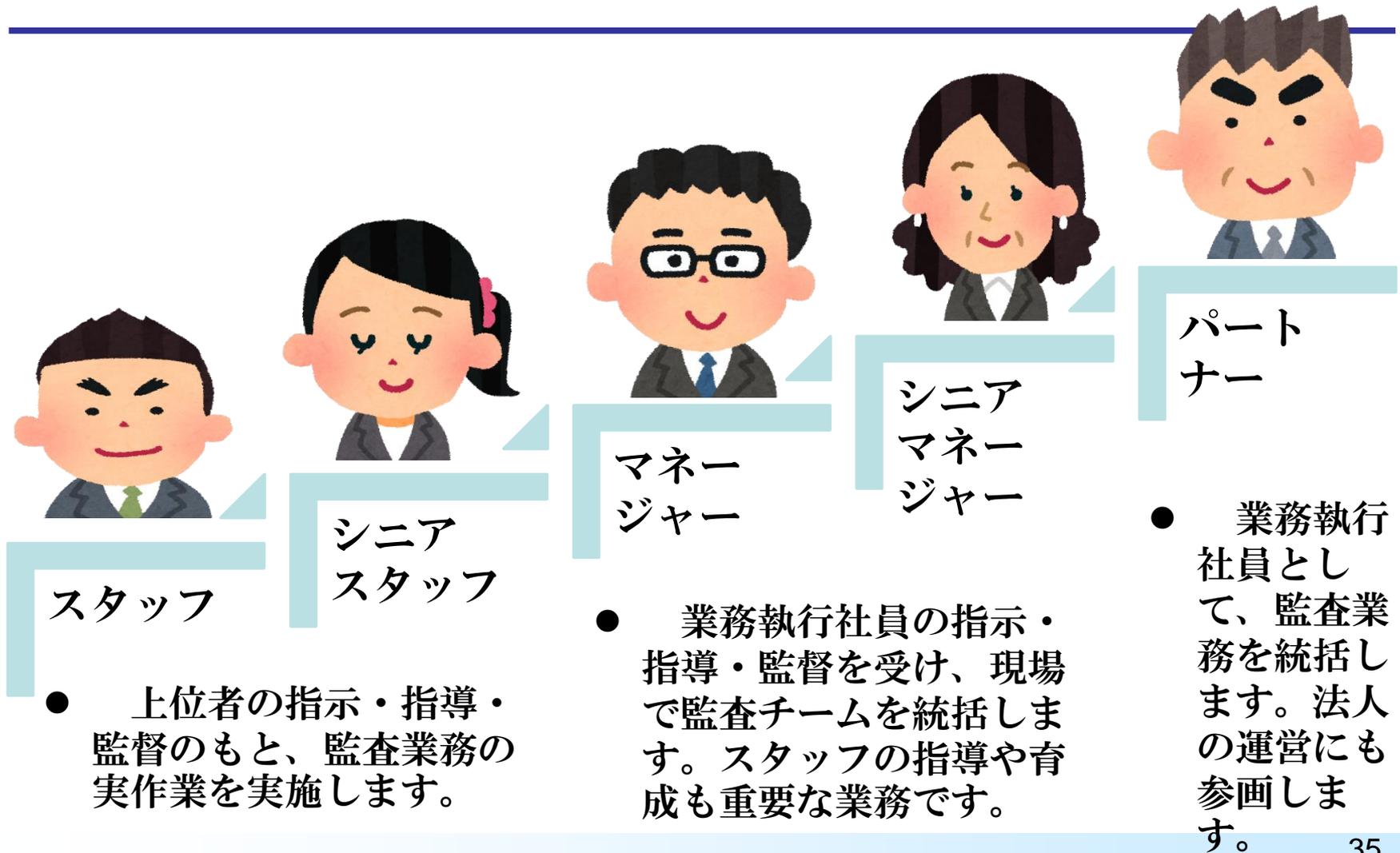
監査法人	グローバルネットワーク
有限責任あずさ監査法人	KPMG International Limited (KPMG)
有限責任監査法人トーマツ	Deloitte Touche Tohmatsu Limited (DTT)
EY 新日本有限責任監査法人	Ernst & Young Global Limited (EY)
PwC Japan 有限責任監査法人 (注)	PricewaterhouseCoopers International Limited (PwC)
仰星監査法人	NEXIA International Limited (NEXIA)
三優監査法人	BDO International Limited (BDO)
太陽有限責任監査法人	Grant Thornton International Limited (GT)
東陽監査法人	Crowe Global

(注) PwC あらた有限責任監査法人及び PwC 京都監査法人は、令和 5 年 12 月 1 日に合併し、PwC Japan 有限責任監査法人となっている。

(資料) 各監査法人の公表資料に基づき、審査会作成 (令和 6 年 7 月 1 日現在)

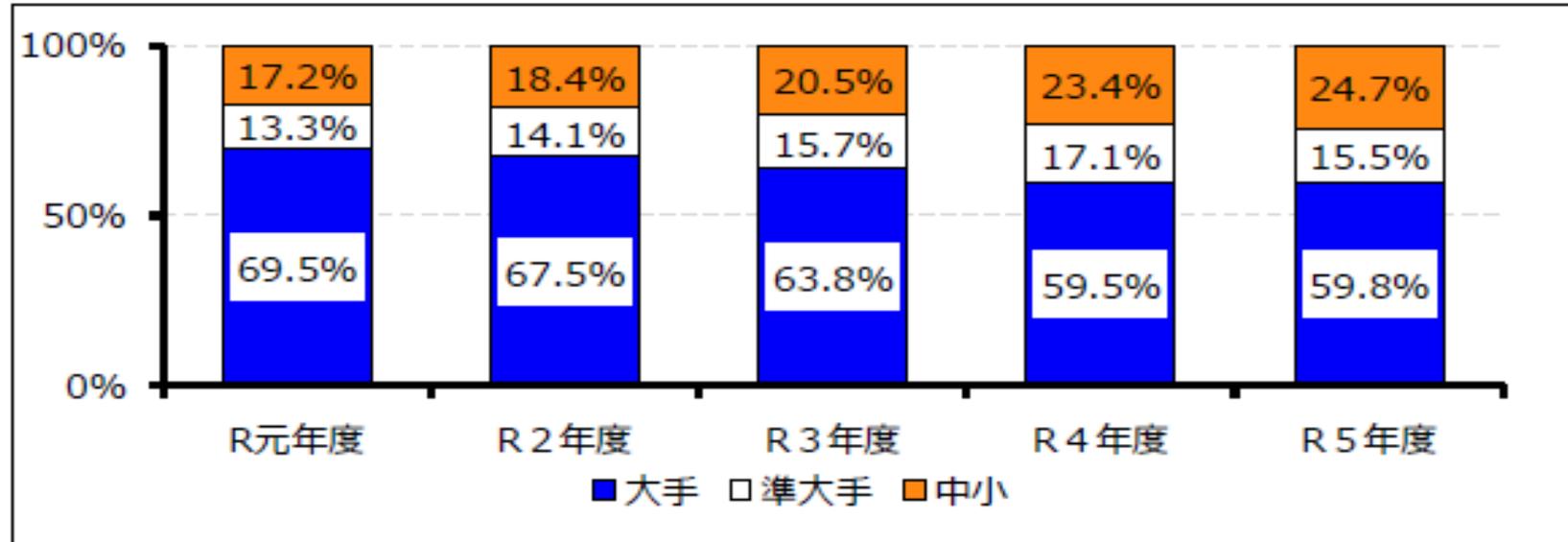
審査会『令和6年版 モニタリングレポート』令和6年、90頁。

## Ⅱ-2 監査業務の現状



## Ⅱ-2 監査業務の現状

図表 I - 3 - 5 <会計監査人の規模別上場国内会社数の推移>



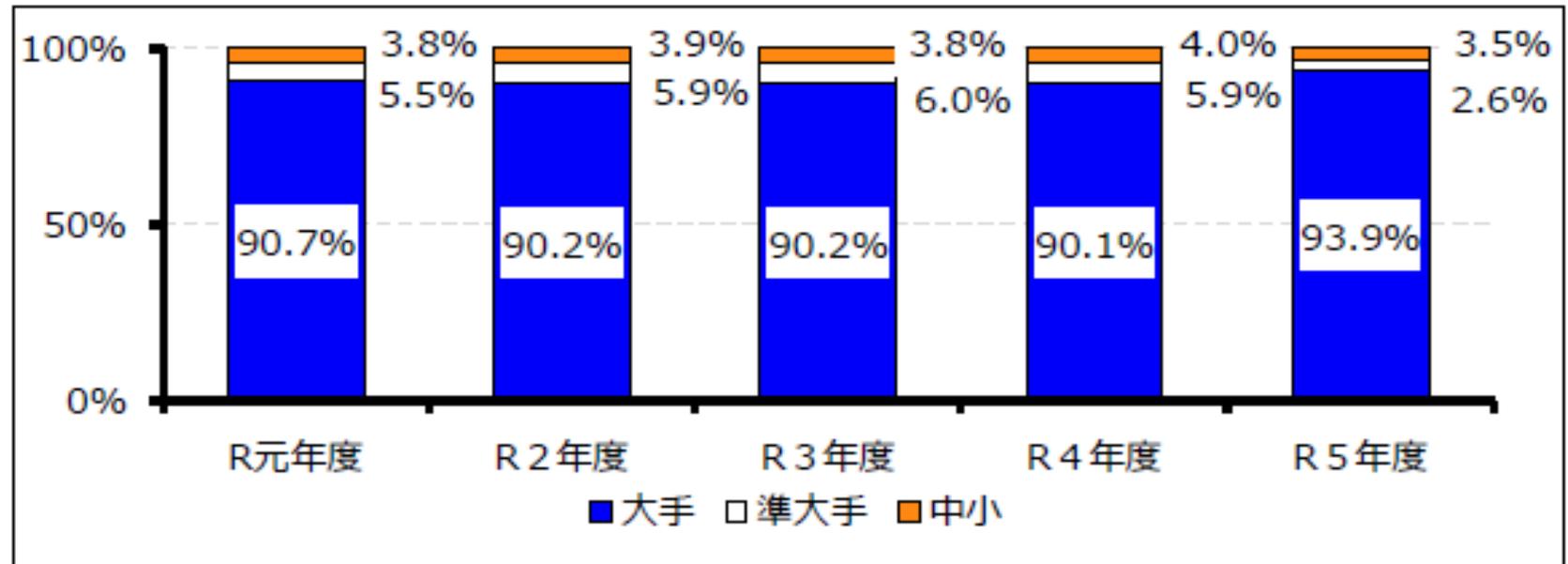
(注) 令和4年度までの準大手監査法人の上場国内会社数は、仰星監査法人、三優監査法人、太陽有限責任監査法人、東陽監査法人及び PwC 京都監査法人の5法人の合計であり、令和5年度の準大手監査法人の上場国内会社数は、令和5年12月に PwC あらた有限責任監査法人と PwC 京都監査法人が合併したことに伴い、仰星監査法人、三優監査法人、太陽有限責任監査法人及び東陽監査法人の4法人の合計である。

(資料) QUICK、取引所データより審査会作成

審査会『令和6年版 モニタリングレポート』令和6年、28頁。

## Ⅱ-2 監査業務の現状

図表 I - 3 - 6 <会計監査人の規模別上場国内会社の時価総額の推移>



(注) 令和4年度までの準大手監査法人のシェアは、仰星監査法人、三優監査法人、太陽有限責任監査法人、東陽監査法人及び PwC 京都監査法人の5法人の合計であり、令和5年度の準大手監査法人のシェアは、令和5年12月に PwC あらた有限責任監査法人と PwC 京都監査法人が合併したことに伴い、仰星監査法人、三優監査法人、太陽有限責任監査法人及び東陽監査法人の4法人の合計である。

(資料) QUICK、取引所データより審査会作成

審査会『令和6年版 モニタリングレポート』令和6年、28頁。

## Ⅱ-2 監査業務の現状

図表Ⅲ-1-10 <事例：大手監査法人における監査チーム編成（大規模国内上場会社）と主な役割>

		職階	主な役割
監査責任者 3 人		パートナー	監査業務全体の統括、被監査会社の経営陣とのコミュニケーション
監査補助者	公認会計士 A	シニアマネージャー・マネージャー	監査チームの統括、監査業務の統括
	公認会計士 B	シニアマネージャー・マネージャー	海外構成単位の監査業務の統括
	公認会計士 10 人	マネージャー・シニアスタッフ	重要な監査領域の監査手続
	その他の監査補助者 13 人 (公認会計士試験合格者等)	スタッフ	重要な監査領域以外の監査手続
	その他の監査補助者 (監査アシスタント) 4 人	アシスタント	データ加工、事務的な証憑突合等重要な判断を伴わない作業、残高確認状の発送・回収管理、監査調書の管理
内部専門家 7 人 (注 2)	パートナー、マネージャー、シニア等	被監査会社の IT 統制の評価、法人税等の処理の検証、退職給付債務の妥当性の検証	

(注 1) 被監査会社の連結売上高約 1.6 兆円、監査時間約 15,000 時間の監査チームの事例

(注 2) 内部専門家は必要に応じて監査チームに配置される。

審査会『令和6年版 モニタリングレポート』令和6年、77頁。

## Ⅱ-2 監査業務の現状

- 大手監査法人や準大手監査法人は、グローバルなネットワークに加盟し、ネットワークを構成するネットワーク・ファームとなっています。
- グローバルに事業を展開する被監査会社を監査するには、監査人もグローバルなネットワークに加盟する必要があります。
- グローバル・ネットワークは、有効かつ効率的に監査業務を実施できるように、電子監査調書やリスクの高い監査領域を識別するためのデータ分析ツールなど、IT/AIを活用した監査ツールを開発しています。

# Ⅱ-2 監査業務の現状

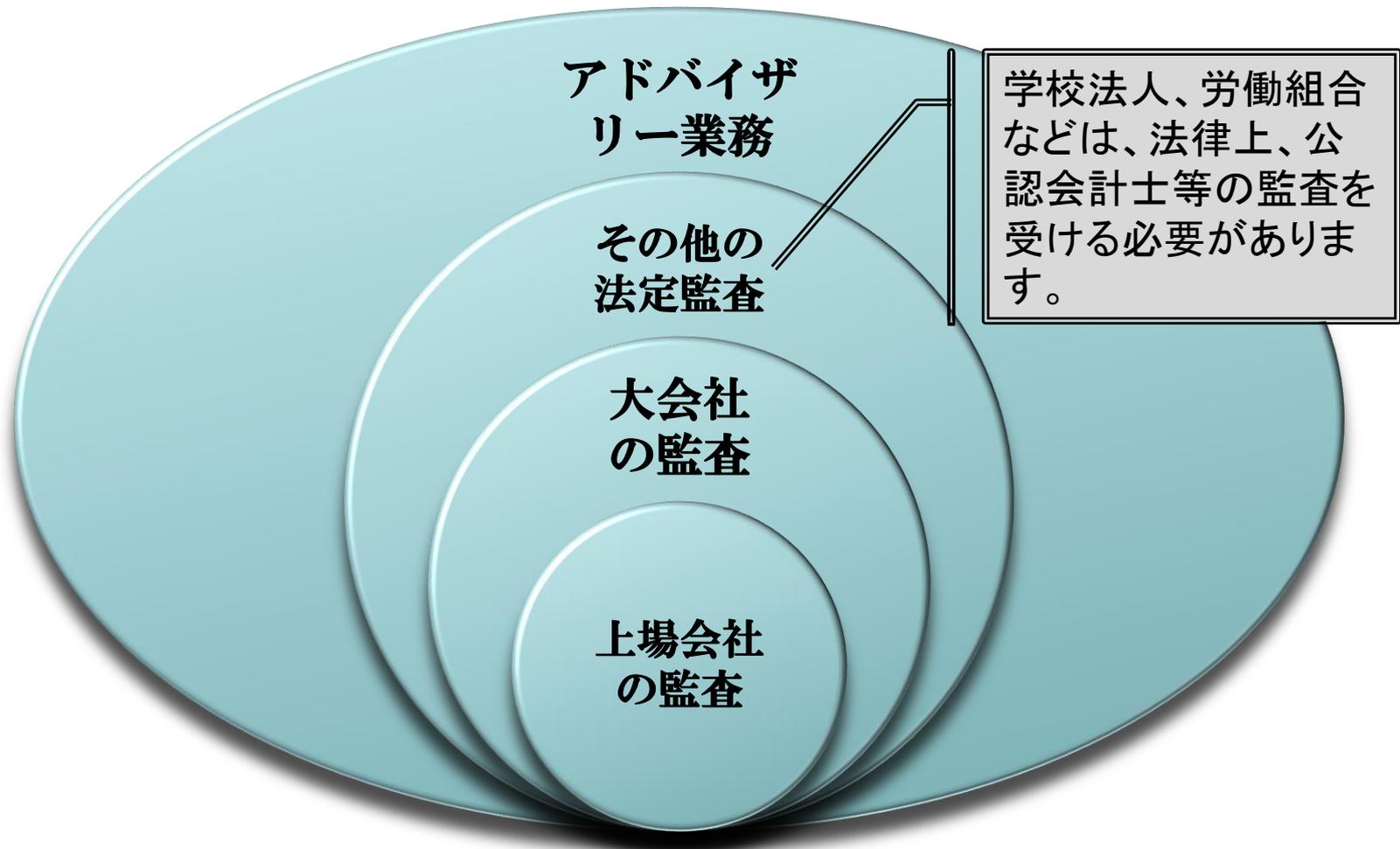
図表Ⅲ-1-14 <大手監査法人及び準大手監査法人の監査業務での IT の活用状況>

状況	大手監査法人	準大手監査法人
導入済	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電子監査調書システム（監査調書作成及び監査の進捗管理）</li> <li>・ 仕訳分析ツール（取引内容（仕訳）の分析及び異常仕訳検出）</li> <li>・ 証憑突合ツール（外部からのデータと被監査会社の全ての売上データを照合する精査的な技法）</li> <li>・ ファイル交換システム（被監査会社とのデータ交換に使用）</li> <li>・ RPA（データ入力及び加工の自動化）</li> <li>・ 債権・債務残高確認システム（取引の実在性・正確性確認作業の自動化）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電子監査調書システム（監査調書作成及び監査の進捗管理）</li> <li>・ 仕訳分析ツール（取引内容（仕訳）の分析及び異常仕訳検出）</li> </ul>
導入中 （一部の法人で導入済みのものも含む）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ AI（過去の財務情報を用いた異常な取引の将来不正予測、生成 AI による法人内部の照会対応）</li> <li>・ 監査データベース（法人内の知見等をデータベース化し、共有する仕組み）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 証憑突合ツール</li> <li>・ ファイル交換システム</li> <li>・ RPA（データ入力及び加工の自動化）</li> </ul>
開発中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ AI（非財務情報を用いた将来不正予測）</li> <li>・ ドローン（実地棚卸の立会の効率化）</li> <li>・ ブロックチェーンの活用</li> <li>・ 自然言語処理（文書のデータ化及び解析）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ AI（過去の財務情報を用いた異常な取引の将来不正予測）</li> </ul>

（資料）報告徴収等で把握した内容に基づき、審査会作成

審査会『令和6年版 モニタリングレポート』令和6年、84頁。

## Ⅱ-2 監査業務の現状



## Ⅱ-2 監査業務の現状

- **監査業務**－金融商品取引法に基づく監査業務以外にも、多くの法令で、公認会計士又は監査法人による監査を要求しています。
  - － 会社法に基づく会計監査人監査
  - － 私立学校振興助成法に基づく学校法人監査
  - － 国立大学法人法に基づく国立大学法人の監査
  - － 労働組合法に基づく労働組合監査
  - － 地方自治法に基づく地方自治体の監査
  - － 政党助成法に基づく政党交付金による支出などの報告書の監査
  - － 医療法に基づく医療法人の監査
  - － 社会福祉法に基づく社会福祉法人の監査
- **任意監査**－法令等で要求されない場合でも、依頼者から依頼を受けて、監査業務を提供する場合があります。

## Ⅱ-2 監査業務の現状

図表 I - 3 - 1 <監査法人による監査証明業務の種別の状況>

種別	法定監査						任意 監査	計
	金商法 ・会社法	金商法	会社法	学校 法人	労働 組合	その他		
社数	4,094	308	5,465	1,535	436	4,270	5,579	21,687
割合(%)	18.9	1.4	25.2	7.1	2.0	19.7	25.7	100.0

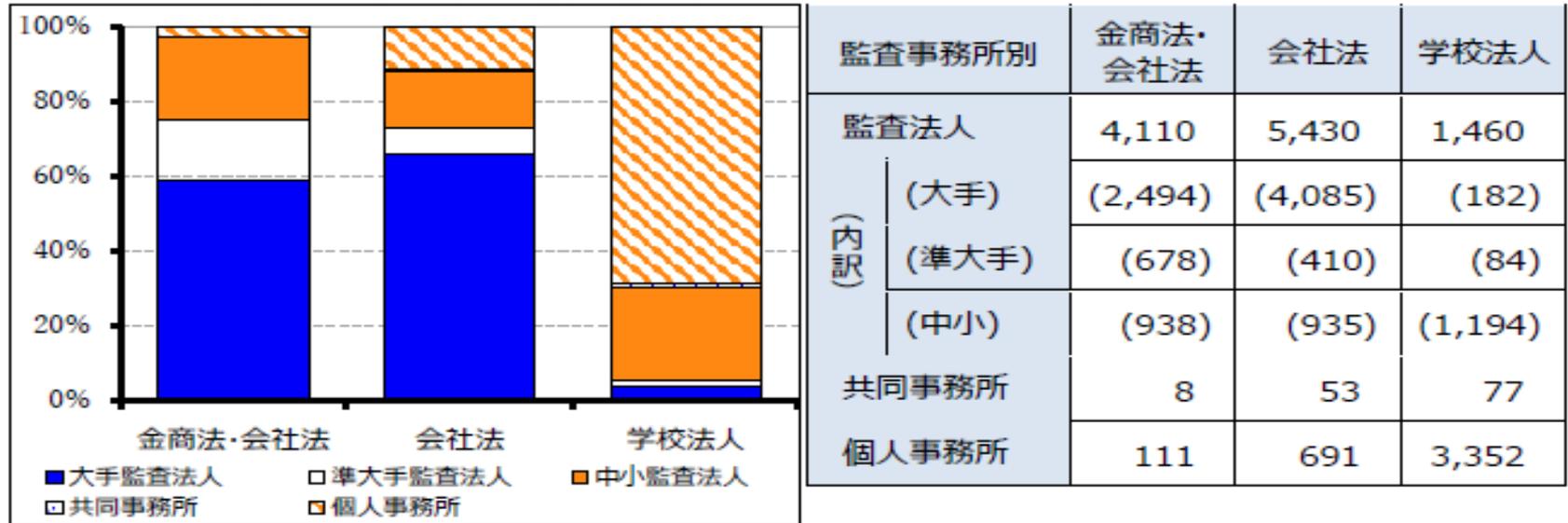
(注1) 令和4年度に各監査法人から提出された業務報告書に記載の被監査会社等数を集計

(注2) 「金商法・会社法」は金商法と会社法に基づく監査証明が必要な業務であり、「金商法」「会社法」はそれぞれ金商法又は会社法に基づく監査証明のみが必要な業務である。

審査会『令和6年版 モニタリングレポート』令和6年、26頁。

## Ⅱ-2 監査業務の現状

図表Ⅰ-3-2 <主な監査証明業務の主体別の実施状況（右表の単位：社）>



（注1）令和4年4月期から令和5年3月期に係る被監査会社等の監査実施状況を集計。図表Ⅰ-3-1のデータとは集計期間が異なるため、数値は一致しない。

（注2）「金商法・会社法」には、金商法と会社法に基づく監査証明が必要な業務に加え、金商法に基づく監査証明のみが必要な業務も含めている。

（資料）協会データより審査会作成

審査会『令和6年版 モニタリングレポート』令和6年、26頁。

## Ⅱ-3 監査品質の確保

- 監査人としての要件を備えた監査人が、監査人が一般に公正妥当と認められる監査基準を遵守して監査を実施し、財務諸表が一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成されていることを確かめてこそ、社会的に期待される監査の品質を保持することが可能になります。
  - － わが国では、企業会計審議会が「監査基準」等を公表し、日本公認会計士協会が実務指針を公表しています。

## Ⅱ-3 監査品質の確保

監査基準

内部統制監査基準・実施基準

期中レビュー基準

監査に関する品質管理基準

不正リスク対応基準

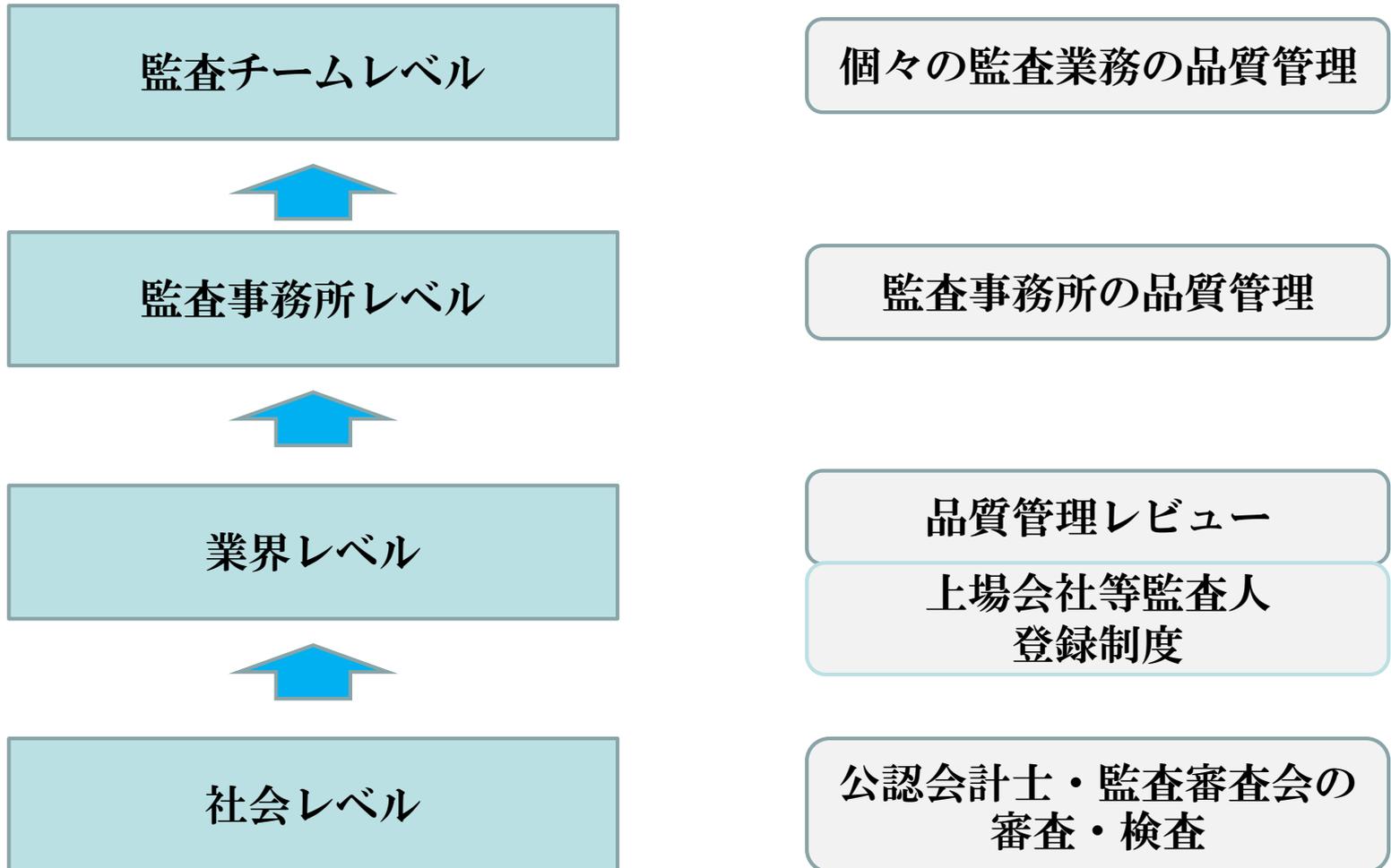
企業会計審議会

「監査基準報告書」「内部統制監査に関する実務上の取扱い」「品質管理基準報告書」等

日本公認会計士  
協会

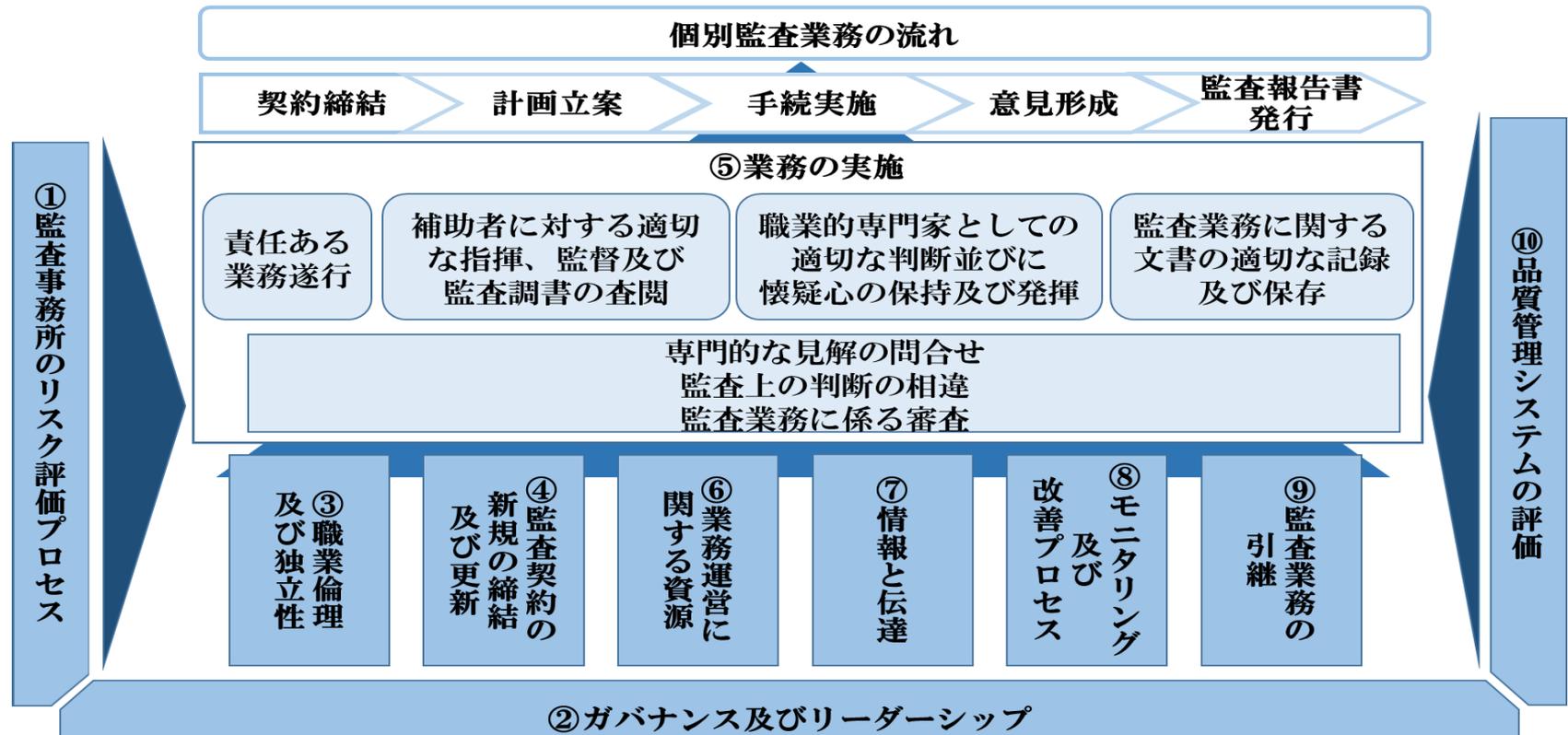
一般に認められた監査実務慣行

## Ⅱ-3 監査品質の確保



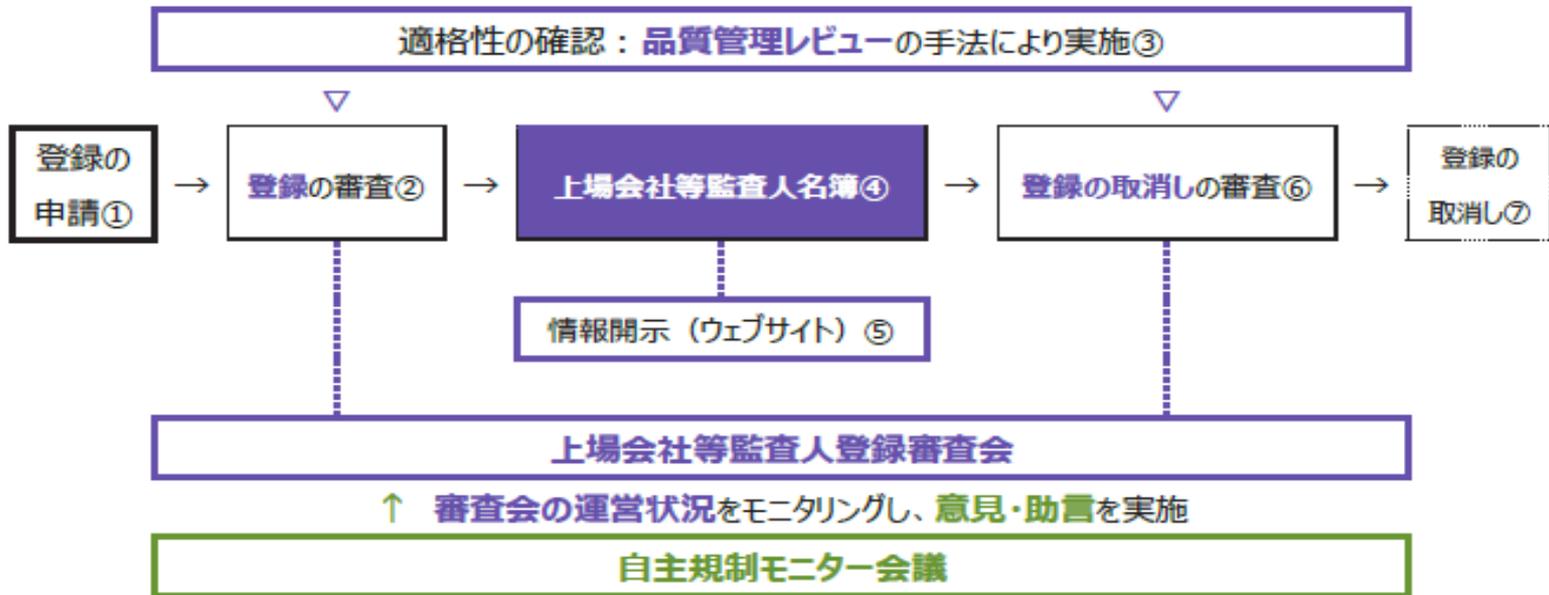
## Ⅱ-3 監査品質の確保

【図2】 参考イメージ 品質管理態勢と個別監査業務の関係



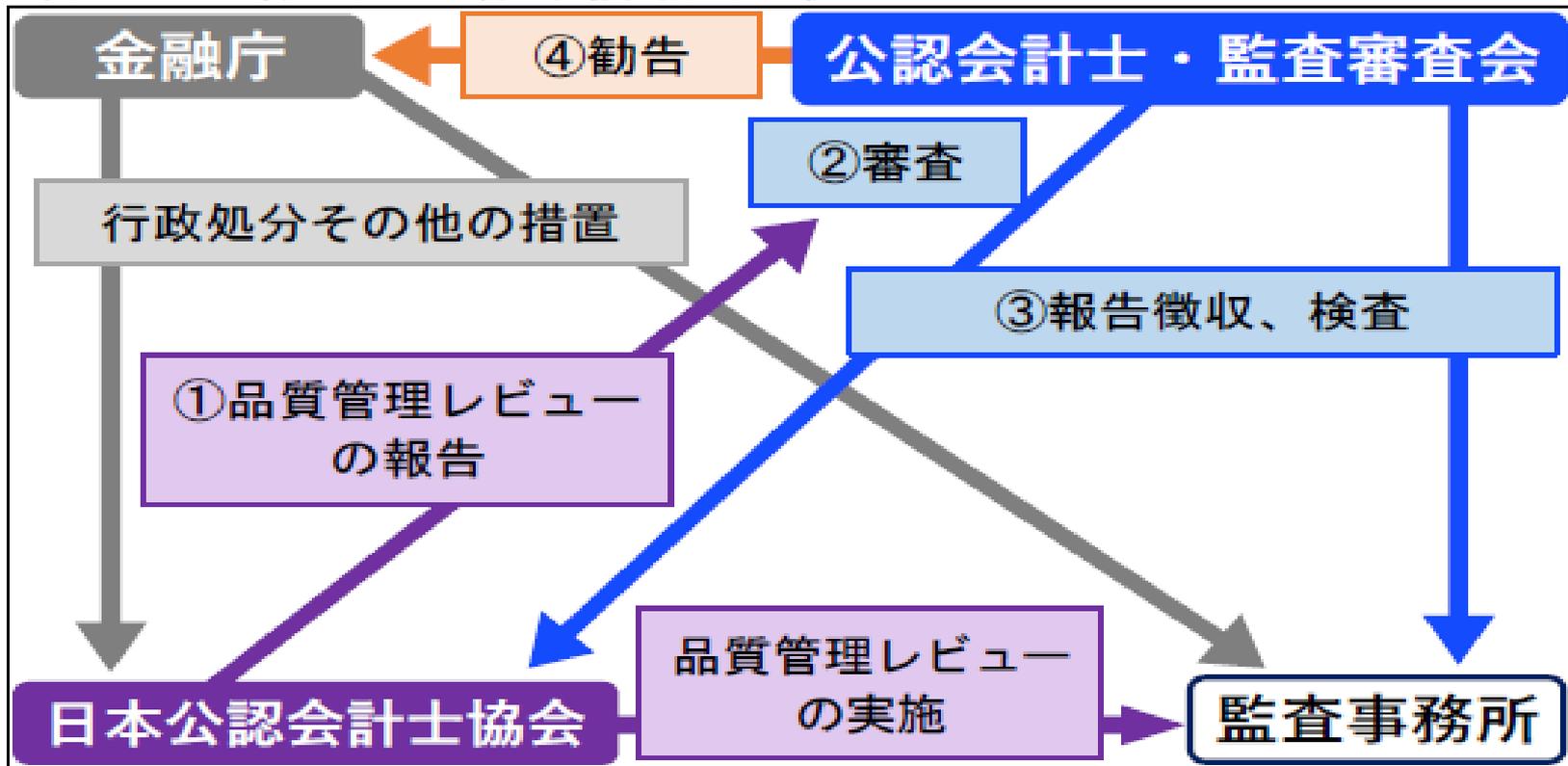
## Ⅱ-3 監査品質の確保

- 品質管理レビュー＝協会が、公認会計士法に基づき、監査事務所が行う監査の品質管理のシステムの整備及び運用の状況について確認する制度。
- 上場会社等監査人登録制度＝上場会社の監査を担う監査事務所に上場会社等監査人名簿への登録を義務付ける制度。令和4年公認会計士法等の改正により導入。



## Ⅱ-3 監査品質の確保

図表Ⅱ-1-1 <審査会による審査、報告徴収及び検査のスキーム>



(審査会『令和6年版モニタリングレポート』、37頁)

## Ⅱ-4 監査以外の業務

- 監査法人では、会計や監査の知見を活かし、様々なアドバイザー業務を提供しています。
  - 財務諸表作成支援
  - 決算早期化支援
  - 内部統制・内部監査の高度化支援
  - 管理会計高度化支援
  - 財務経理プロセス最適化支援
  - 不正・不祥事の調査
  - IPO支援業務
  - サステナビリティ情報開示支援

## Ⅱ-4 監査以外の業務

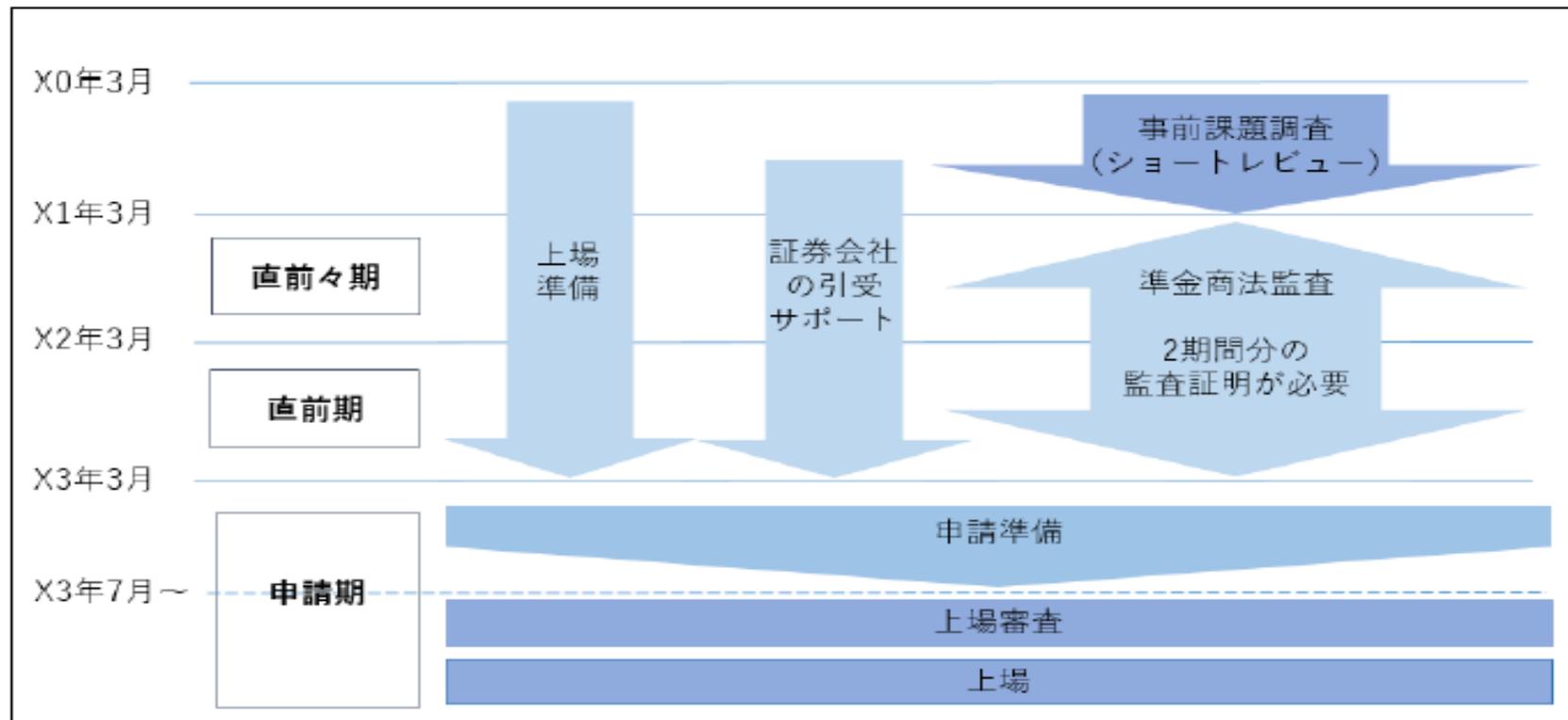
- 大規模な監査法人では、監査法人を中核としたグループを形成し、グループの中に、アドバイザー業務を行う法人を設立しています。
- グローバルなネットワークを活用し、多様な専門家の知見を活かし、会計や監査の領域にとどまらないサービスを提供する監査法人を中核とするグループもあります。
  - M&Aアドバイザー
  - 企業価値評価
  - 事業戦略策定支援
  - 業務改革支援
  - 事業再編支援
  - ITリスク管理支援
  - サイバーセキュリティ・アドバイザー

## Ⅱ-4 監査以外の業務

- IPO支援業務
  - **IPO**とは、Initial Public Offeringの略語です。具体的には、株式会社が証券取引所に上場して株式を投資者に売り出して資金調達し、また投資者が取引ができるようにすることをいいます。
  - 上場するためには、監査法人による監査を受けなければなりません。監査を受けるためには、前提として、組織体内部に適切な管理態勢（内部統制）を構築し、運用する必要があります。
  - その際、株式会社は、**監査法人の支援を受けながら**、内部統制の構築・運用を含む、上場に向けての課題を解決していくことが一般的です。

# Ⅱ-4 監査以外の業務

図表 I - 3 - 15 <IPO までのスケジュール例（3 月期決算）>



(資料) 審査会作成

審査会『令和6年版 モニタリングレポート』令和6年、34頁。

## Ⅱ-4 監査以外の業務

### サステナビリティの開示及び保証の動向

	国際的な動向	国内の動向
非財務情報開示の拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>SEC登録企業による気候関連開示の義務化（2024年3月。現在執行停止中）</li> <li>EU域内企業によるサステナビリティ情報の作成・開示（2024年以後段階的に開始）等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和5年3月31日以降に終了する事業年度の有価証券報告書等に「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載欄新設 等</li> </ul>
サステナビリティ開示基準の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>国際サステナビリティ基準委員会（ISSB）がS1基準及びS2基準を最終公表（2023年6月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>サステナビリティ基準委員会（SSBJ）が公開草案（適用基準案、一般基準案及び気候基準案）を公表（令和7年3月31日に確定基準公表を目標）</li> <li>サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ発足（令和6年2月金融担当大臣諮問）</li> </ul>
サステナビリティ情報の保証に係る動向	<ul style="list-style-type: none"> <li>米国の気候関連開示、EU域内のサステナビリティ情報には段階的に限定的保証を導入し、合理的保証に移行予定</li> <li>国際監査・保証基準審議会（IAASB）がサステナビリティ保証業務の一般的要求事項（ISSA5000）の草案を公表（2023年8月）</li> <li>国際会計士倫理基準審議会（IESBA）が倫理規程改訂草案を公表（2024年1月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループが議論を開始（令和6年3月～）</li> <li>大手監査法人はアドバイザー業務等を通じて職員に実務経験を積ませ、保証業務の体系や研修プログラムを整備</li> </ul>

# Ⅱ-4 監査以外の業務

有価証券報告書（主な項目）

## 第一部 企業情報

### 第1 企業の概況

- 従業員の状況等（充実）

### 第2 事業の状況

- 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等
- サステナビリティに関する考え方及び取組（新設）
- 事業等のリスク
- 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析等

### 第3 設備の状況

### 第4 提出会社の状況

- コーポレート・ガバナンスの状況（充実）

### 第5 経理の状況

- 連結財務諸表、財務諸表等

：

#### 従業員の状況

- 既存の項目に加えて、「女性管理職比率」、「男性育児休業取得率」及び「男女間賃金格差」の開示を求める

#### サステナビリティに関する考え方及び取組

- サステナビリティ情報についての「記載欄」を新設し、「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」及び「指標及び目標」の開示を求める
  - ✓ 「戦略」及び「指標及び目標」については、各企業が重要性を踏まえて開示を判断
  - ✓ 人的資本について、「人材育成方針」や「社内環境整備方針」及び当該方針に関する指標の内容や当該指標による目標・実績を開示

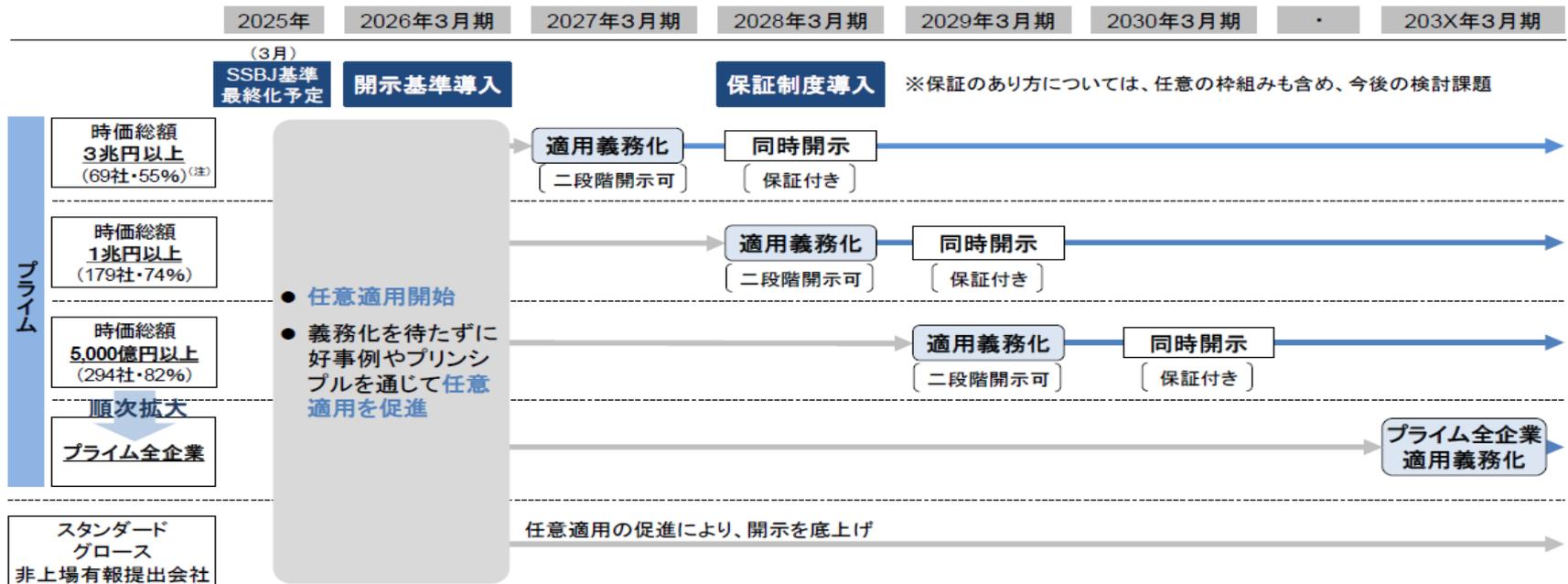
#### コーポレート・ガバナンスの状況

- 既存の項目に加えて、「取締役会等の活動状況」などの開示を求める

金融庁「サステナビリティ情報の記載欄の新設等の改正について」令和5年1月、1頁。

# II-4 監査以外の業務

- プライム市場は、グローバルな投資家との建設的な対話を中心に据えた企業向けの市場。このプライム市場にサステナビリティ開示基準を導入することで、グローバルで比較可能性を確保しながら、中長期的な企業価値の評価に必要な情報を提供し、投資家との建設的な対話を促進することが重要。企業側の開示の効率性も考慮し、国際的なベースラインとなるISSB基準と同等なサステナビリティ開示基準を取り込む必要
- 企業等の準備期間を考慮し、時価総額3兆円以上のプライム市場上場企業から段階的に導入する案を基本線としつつ、国内外の動向、保証に関する検討状況等を注視しながら、柔軟に対応していく

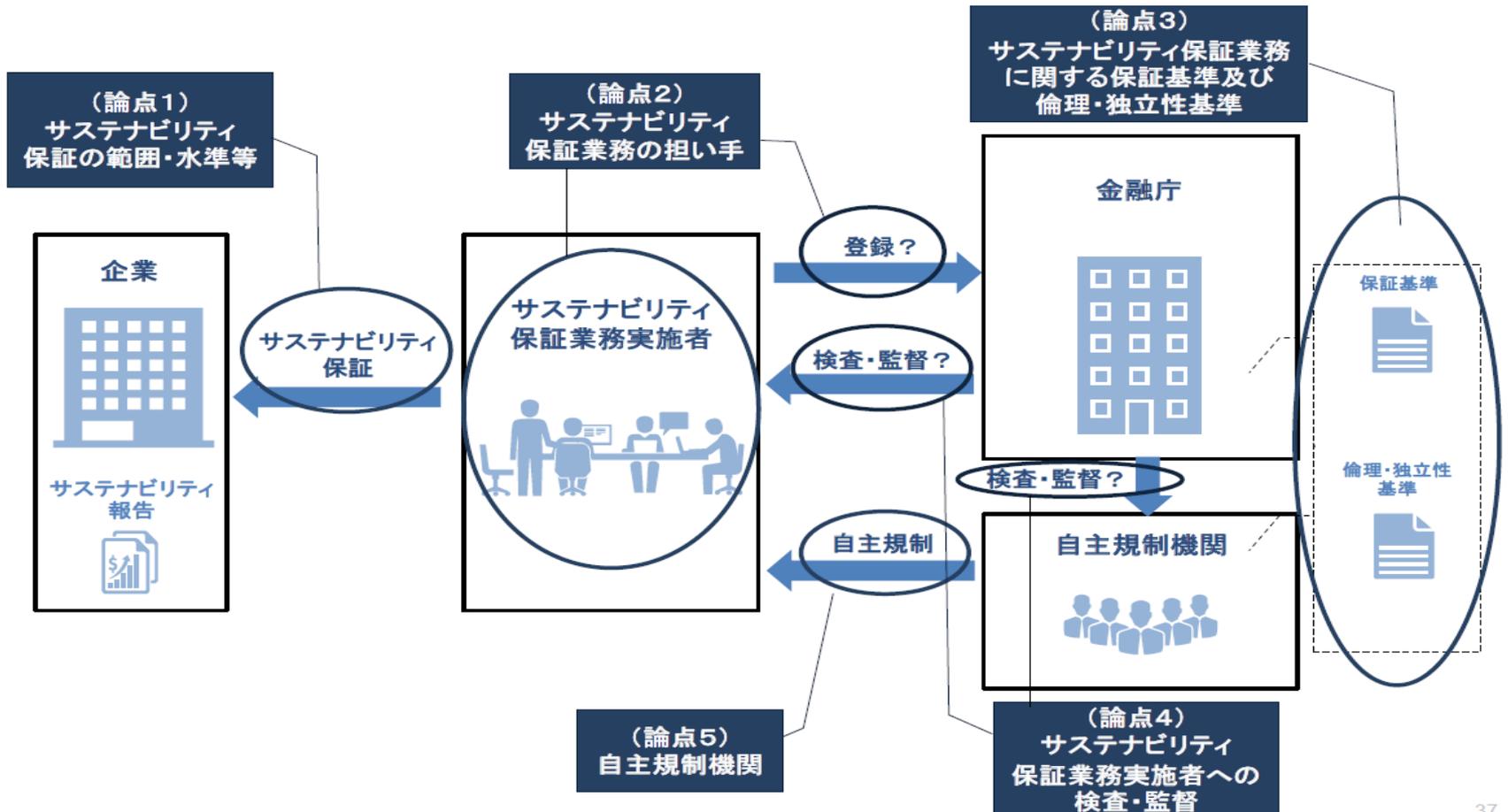


※ このほか、本邦で有報提出義務を負う企業が海外制度に基づくサステナビリティ情報の開示を行った場合には、臨時報告書等によって報告

(注) 時価総額に応じた適用社数とカバレッジ(Bloomberg及びJPX公表統計の2024年3月29日時点の情報から作成)

- 2 -

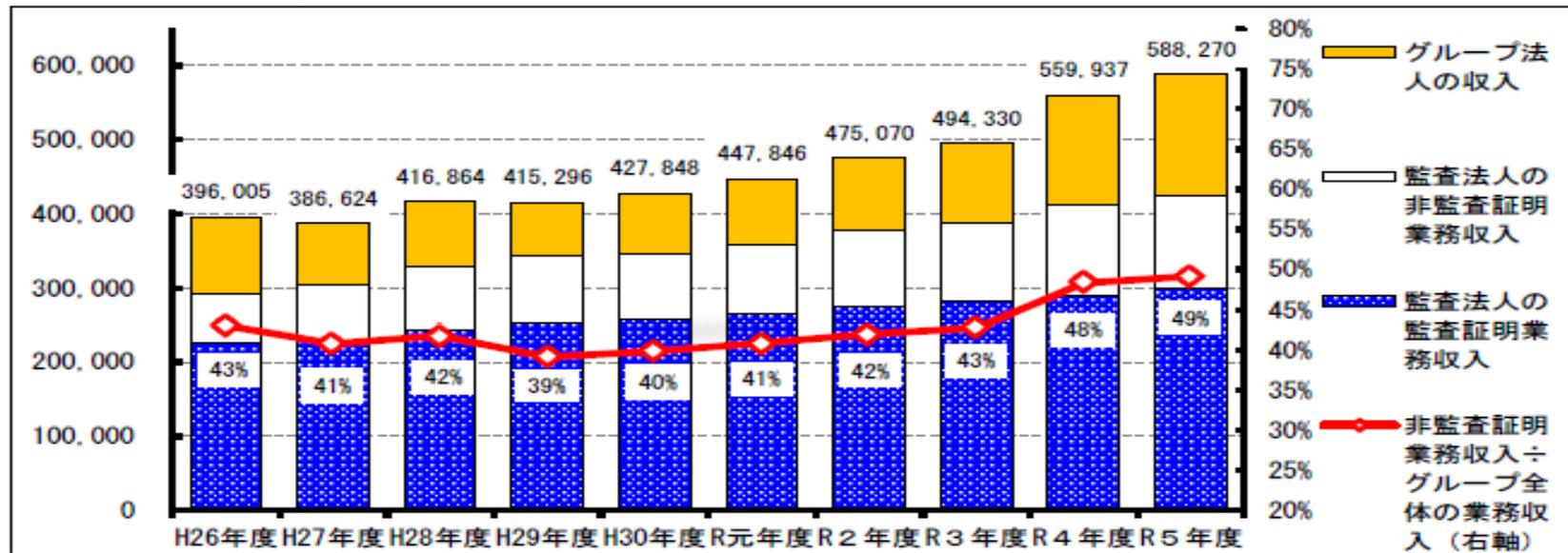
# Ⅱ-4 監査以外の業務



- 37 -

## Ⅱ-3 監査以外の業務

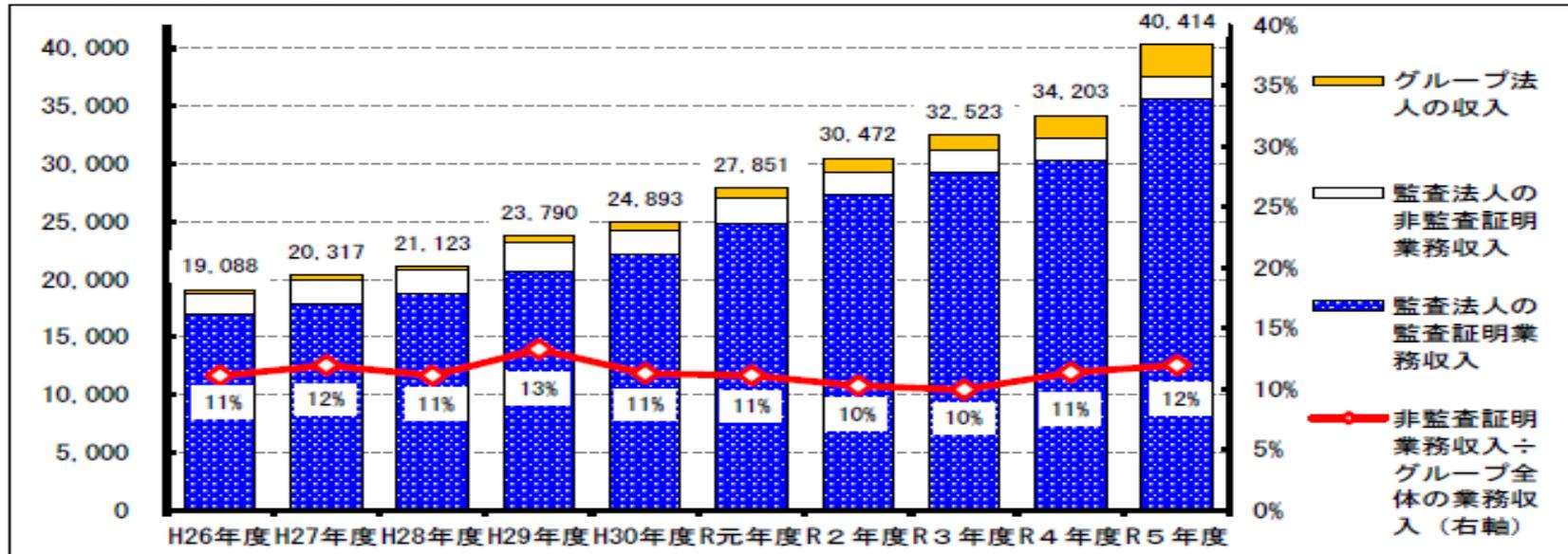
図表Ⅲ-1-23 <監査法人グループの業務収入における非監査証明業務収入の割合の推移（左軸 単位：百万円）>  
（大手監査法人（4法人合計））



- (注1) 監査法人グループの業務収入は、グループ法人のうち、原則として、監査法人の子会社等に該当する会社の収入を含めており、監査法人グループ内のサービスを行う子会社等の収入も含んでいる。
- (注2) 非監査証明業務収入は、監査法人の非監査証明業務収入と監査法人の子会社等の収入の合計である。
- (注3) 平成29年度において1法人グループが決算期を変更し、8か月決算となっている。このため、平成29年度の業務収入は、決算期を変更した監査法人グループの8か月の業務収入が同水準で1年間発生したと仮定して（12か月/8か月を乗じて）補正している。
- (注4) 平成27年度及び平成29年度に、特定の手監査法人が、非監査証明業務を行う事業や子会社を監査法人や子会社等から分離している。
- (注5) 業務報告書は令和5年度分も含めてPwC Japan 有限責任監査法人発足前の決算期で作成されているため、大手監査法人はPwC あらた有限責任監査法人、準大手監査法人はPwC 京都監査法人の収入を含む数値となっている。
- (資料) 各監査法人から提出された業務報告書に基づき、審査会作成

## Ⅱ-3 監査以外の業務

図表Ⅲ-1-24 <監査法人グループの業務収入における非監査証明業務収入の割合の推移（左軸 単位：百万円）>  
（準大手監査法人（5法人合計））



（注1） 監査法人グループの業務収入は、グループ法人のうち、原則として、監査法人の子会社等に該当する会社の収入を含めている。

（注2） 非監査証明業務収入は、監査法人の非監査証明業務収入と監査法人の子会社等の収入の合計である。

（注3） 平成28年度において1法人グループが決算期を変更し15か月決算となっており、平成28年度の業務報告書は事務年度内に提出されていない。このため、集計上、当該法人グループの平成28年度の業務収入には、平成27年度のデータを使用している。平成29年度の業務収入には、15か月分の業務収入が計上されている。

（注4） 業務報告書は令和5年度分も含めてPwC Japan 有限責任監査法人発足前の決算期で作成されているため、大手監査法人はPwCあたら有限責任監査法人、準大手監査法人はPwC 京都監査法人の収入を含む数値となっている。

（資料） 各監査法人から提出された業務報告書に基づき、審査会作成

審査会『令和6年版 モニタリングレポート』令和6年、97頁。

## Ⅱ-3 監査以外の業務

図表Ⅲ-1-19 <グローバルネットワークの業務収入（単位：億ドル）>

	DTT	PwC	EY	KPMG	BDO	GT
業務収入	649	530	493	364	141	75
監査 (業務収入に占める割合)	123 (19%)	187 (35%)	150 (30%)	126 (35%)	59 (42%)	32 (43%)
税務 (業務収入に占める割合)	103 (16%)	117 (22%)	120 (24%)	79 (22%)	32 (23%)	16 (21%)
アドバイザー (業務収入に占める割合)	423 (65%)	226 (43%)	223 (45%)	159 (44%)	49 (35%)	27 (36%)

(資料) 各グローバルネットワークの公表資料（2023 事業年度）より審査会作成

# Ⅲ. 拡大する活躍領域

1. 求められる会計人材
2. 株式会社等の組織の中で
3. 独立の専門職業人として

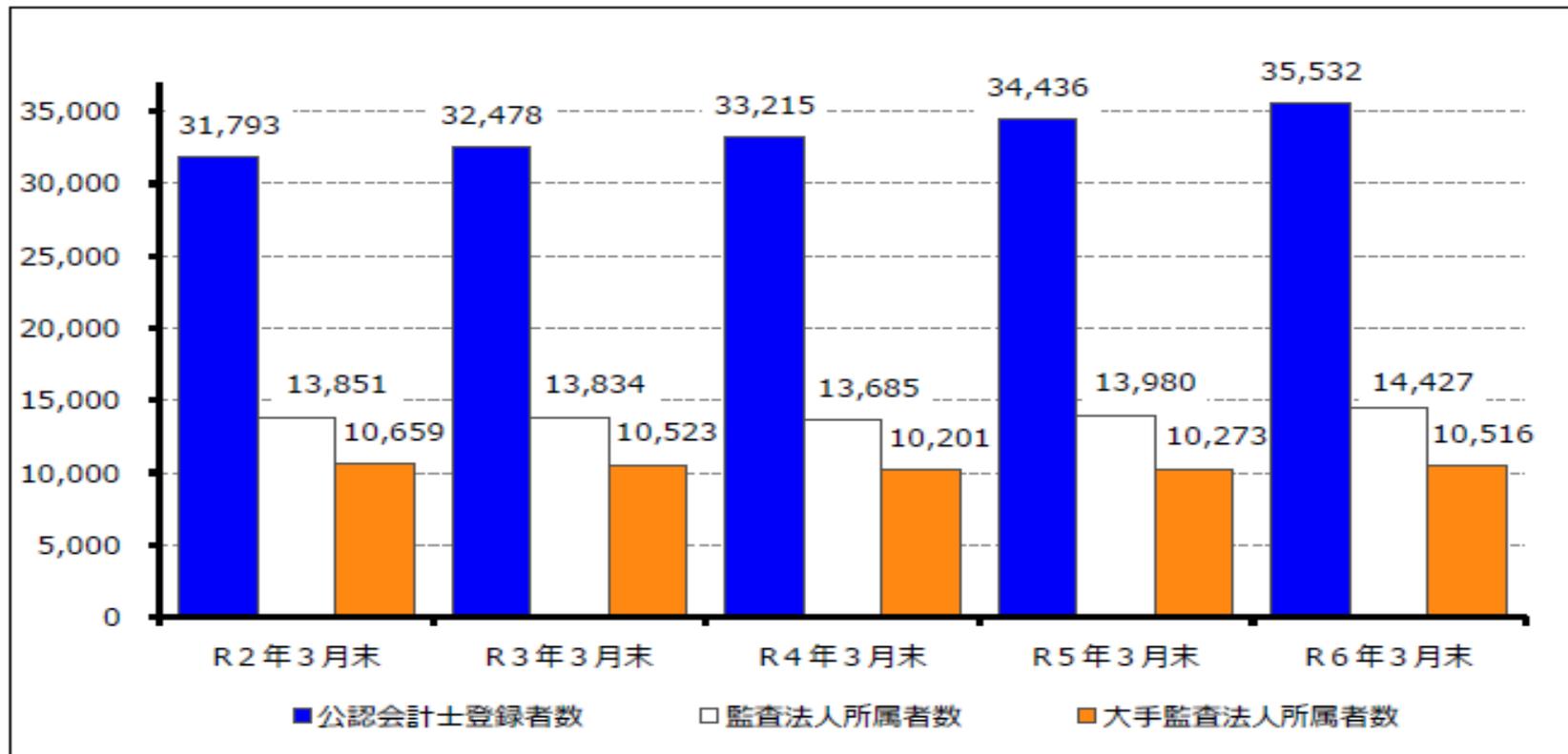


# Ⅲ-1 求められる会計人材

- 株式会社はもちろん、いかなる組織体においても、信頼しうる財務情報が適時に提供されなければ、経営者も投資者その他の関係者も適切な意思決定を行うことはできません。
- 財務情報の作成や監査を担う会計人材は、経済社会のさまざまな分野で必要とされています。
- 経営者にとっても、会計に精通することにより、財務情報を通して組織の状況を把握できるので、会計の知識は必要です。
- 会計・監査の専門的能力や実務経験を有する公認会計士は、**最も必要とされる会計人材**です。それだけに、組織の中で、いろいろな役割を果たすことができます。

# Ⅲ-1 求められる会計人材

図表 I - 1 - 1 <公認会計士登録者の数の推移（単位：人）>



（資料）協会データより審査会作成

審査会『令和6年版 モニタリングレポート』令和6年、12頁。

## Ⅲ-2 株式会社等の組織の中で

### 事業会社

- 経理や原価管理
- 経営戦略の企画
- 監査役スタッフや内部監査

### 金融機関

- 融資業務
- 事業再生
- 監査役スタッフや内部監査

### 官公庁

- 会計検査業務
- 金融機関の検査
- 監査法人の検査

## Ⅲ-2 株式会社等の組織の中で

- 監査実務経験を持ち、会計や監査に精通した公認会計士は、会計や財務の担当者として、内部統制の構築・推進担当者として、また監査役スタッフや内部監査担当者として適任です。
- 組織体内で経験を積み、CFOや監査役等として活躍することもできます。
  - 監査法人の監査を受ける際、監査法人と円滑なコミュニケーションをとることができます。
  - 上場を目指す会社に入社し、内部統制の構築等に尽力する公認会計士の方も数多くいます。

## Ⅲ-2 株式会社等の組織の中で

---

- 組織体の中で、会計や監査の知識を必要とする業務は数多くあります。営利組織だけでなく、非営利組織においても同様です。
  - 官公庁でも、会計や監査（検査）の担当者として、公認会計士を必要としています。
  - 審査会でも、検査官の多くは、公認会計士の方です。

## Ⅲ-3 独立の専門職業人として

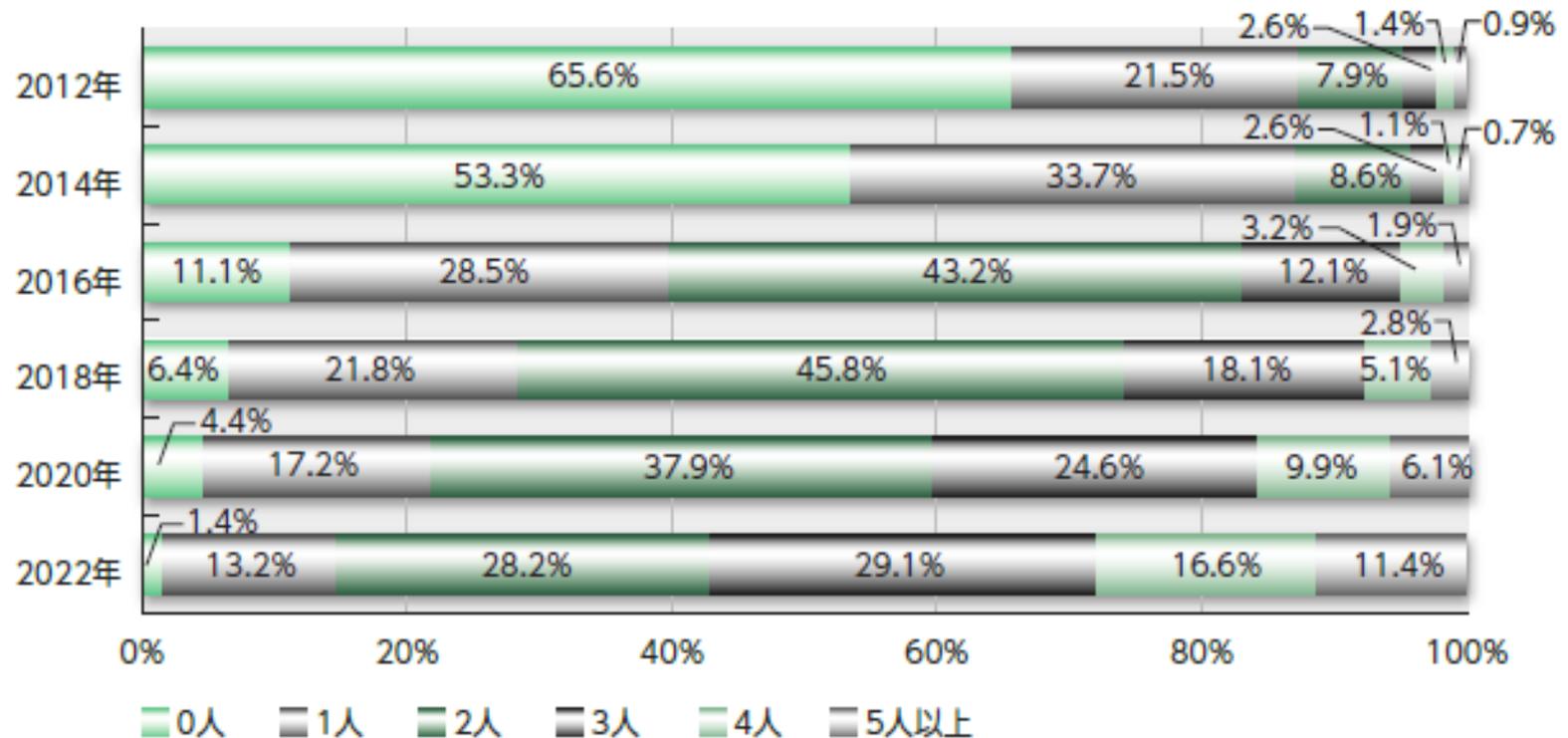
- 独立開業
  - 公認会計士としてキャリアを積んだ後、自ら事務所を開業する人も数多くいます。
  - 公認会計士は、税理士登録をすることにより、**税務業務**を行うことができます。
    - 各種税務書類の作成
    - 税務代理業務（申告、不服申立、税務官庁との交渉など）
  - 地域に密着して、小規模な組織体に対する**監査業務**を提供することもできます。また、自身の得意分野を生かした**アドバイザー業務**を提供することもできます。

## Ⅲ-3 独立の専門職業人として

- 上場会社の社外取締役や社外監査役に就任する公認会計士も多くなっています。
  - － 監査役会等で会計監査人の監査の相当性を判断する必要があるため、会計や監査についての知見を有する監査役又は取締役は不可欠です。
  - － 平成27年、コーポレートガバナンス・コード（原則4-8）が、独立社外取締役を少なくとも2名以上選任すべきであるとしたこともあり、多くの上場会社は、独立社外取締役を置くようになりました。
  - － コード（原則4-8）は、令和3年、プライム市場上場会社について、独立社外取締役を少なくとも3分の1、その他の市場の上場会社については、2名以上選任すべきと改訂されました。

# Ⅲ-3 独立の専門職業人として

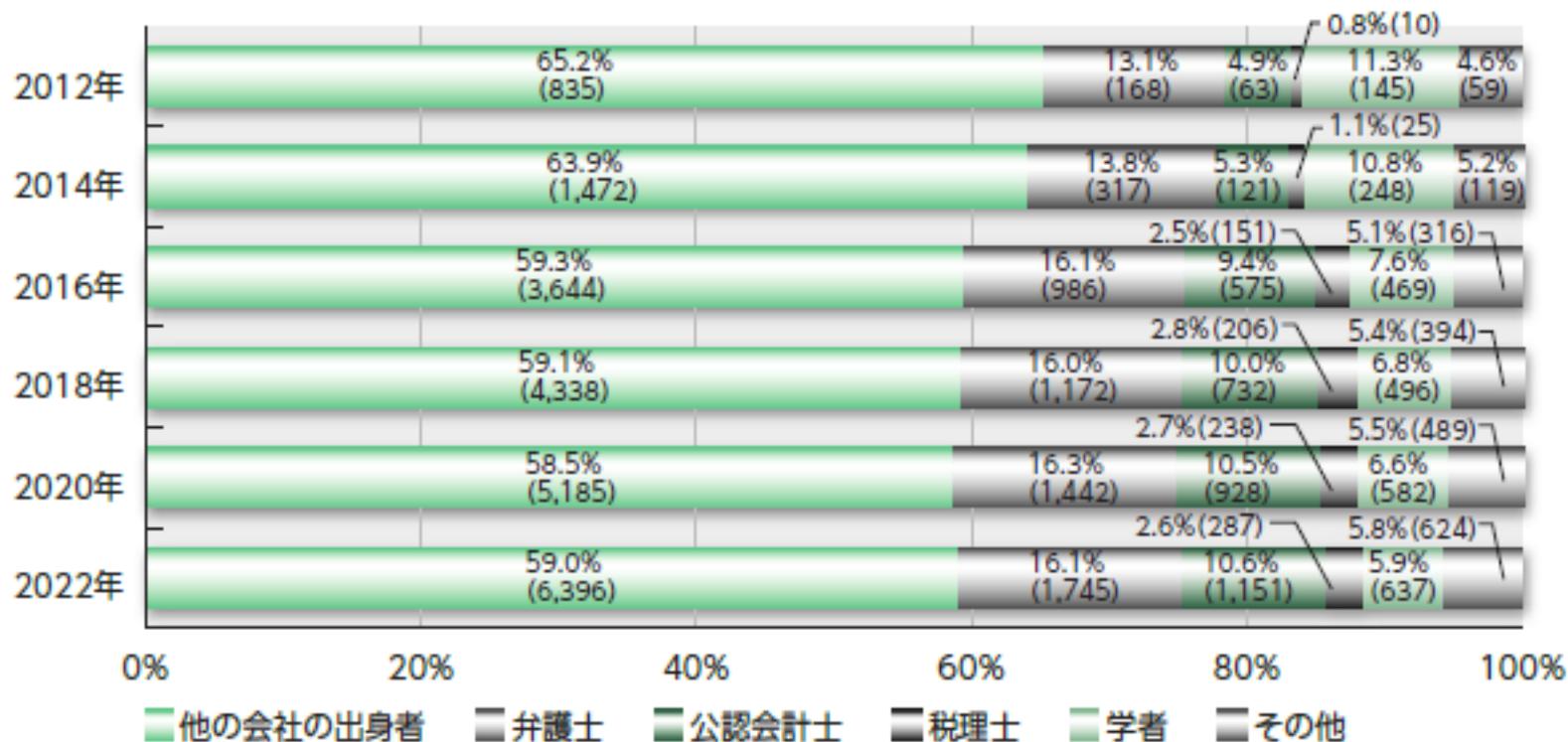
## 独立社外取締役の人数



東京証券取引所『東証上場会社 コーポレート・ガバナンス白書 2023』令和5年、36頁。

# Ⅲ-3 独立の専門職業人として

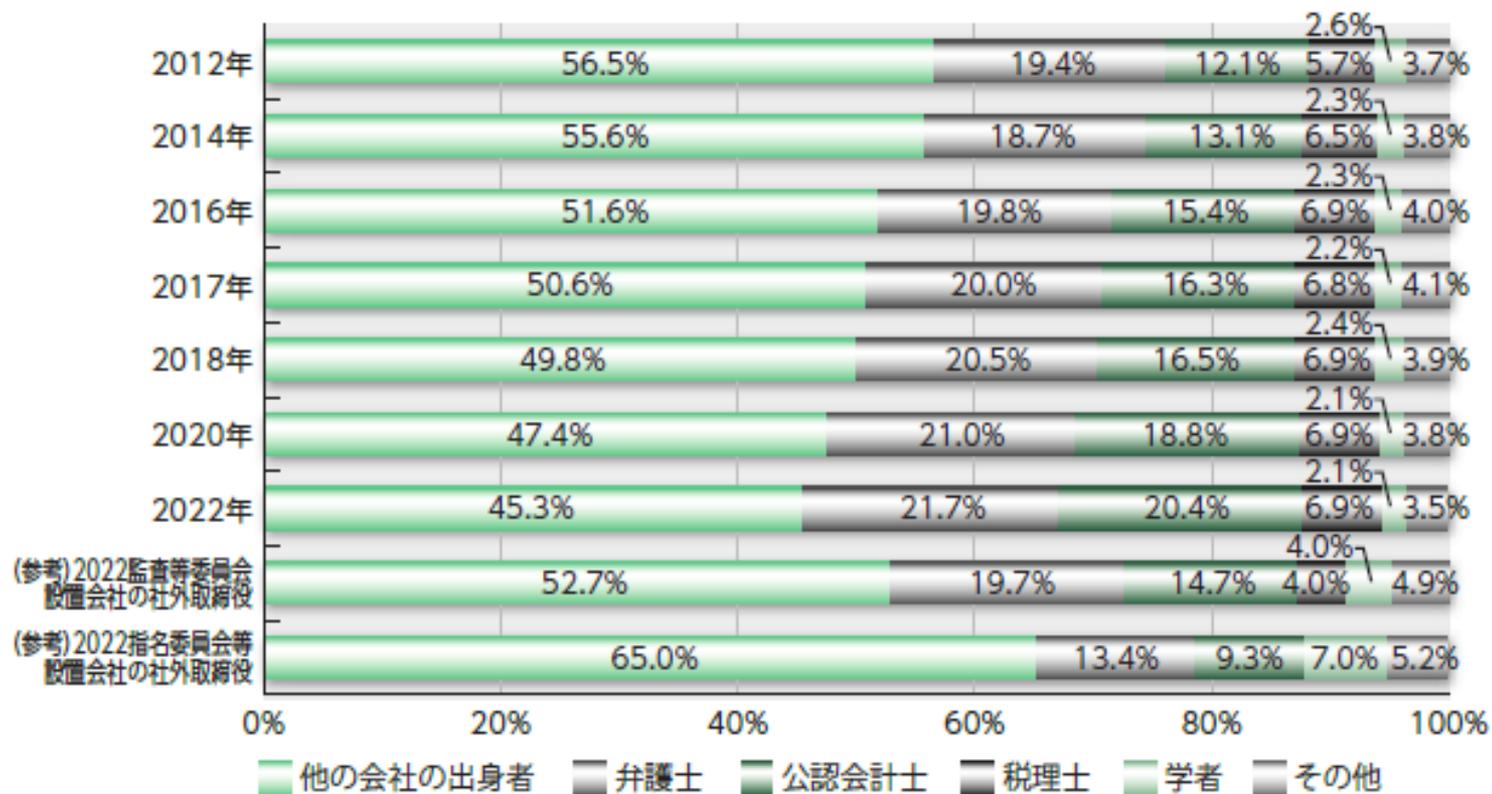
## 独立社外取締役の属性



東京証券取引所『東証上場会社 コーポレート・ガバナンス白書 2023』令和5年、39頁。

# Ⅲ-3 独立の専門職業人として

## 社外監査役の属性



## Ⅲ-3 独立の専門職業人として

---

- 会計及び監査の専門的知識を活用し、大学・大学院の教員に就任する公認会計士も多くなっています。
  - － 会計専門職大学院では、実務に精通した専任教員を置く必要があるため、実務経験豊富な公認会計士を迎えています。
  - － 他の業務の傍ら、大学・大学院の非常勤教員に就任する公認会計士もおられます。

# おわりに

- 会計人材は、経済社会のさまざまな分野で必要とされています。
- 公認会計士は、会計人材の中でも、高度の専門的知識と実務経験を有する者として認められた存在です。
- 上場会社等の監査は、**公認会計士にのみ**認められた大変重要な社会的役割です。
- 公認会計士の役割は、上場会社等の監査に限定されるのではなく、多様な組織体において、様々な業務を社会的役割を果たすように期待されています。

# おわりに

---

- 公認会計士＝監査人では**ありません**。  
Ⅲで述べたように、さまざまな領域で活躍することができます。
- 公認会計士は、会計や監査の知識や経験という強みを生かして、グローバルにもローカルにも、自身のライフスタイルにも合わせて、さまざまな形で社会に貢献することができるのです。

# 参考資料

---

- 以下の審査会に関する資料は、審査会のホームページ  
(<https://www.fsa.go.jp/cpaaob/>)  
からダウンロードできます。
  - 『公認会計士・監査審査会 令和4年度版』
  - 『令和6年版 モニタリングレポート』

---

ご清聴  
ありがとうございました

